

自己点検・評価報告書

2020(令和2)年8月31日

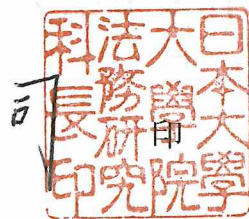
国政大 法務専攻

日本大学大学院法務研究科法務専攻



研究科長 署名欄

小田



第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	4
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
第1分野	運営と自己改革	5
1-1	法曹像の周知	5
1-2	特徴の追求	8
1-3	自己改革	15
1-4	法科大学院の自主性・独立性	39
1-5	情報公開	43
1-6	学生への約束の履行	46
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	49
第2分野	入学者選抜	52
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	52
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	67
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	75

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 日本大学
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 大学院法務研究科
法務専攻専門職学位課程
3. 開設年月 2004（平成16）年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 小田 司
所属・職名 日本大学副学長
法学部長
法務研究科長
連絡先 03-6261-3200（代表）
5. 認証評価対応教員・スタッフ
 - ①氏名 須藤 典明
所属・職名 法務研究科
教授（専攻主任）
役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
連絡先 03-6261-3200（代表）
 - ②氏名 毛利 晴光
所属・職名 法務研究科
教授（専攻副主任）
役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
連絡先 同上
 - ③氏名 岡田 俊幸
所属・職名 法務研究科
教授（法務研究科自己点検・評価委員会委員長）
役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員長
連絡先 同上
 - ④氏名 奥田 正昭
所属・職名 法務研究科
教授（法務研究科学務委員会委員長）
役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
連絡先 同上
 - ⑤氏名 織田 有基子

- 所属・職名 法務研究科
教授（法務研究科FD委員会委員長）
- 役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
- 連絡先 同上
- ⑥氏名 中西 茂
- 所属・職名 法務研究科
教授（法務研究科学生生活・就職委員会委員長）
- 役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
- 連絡先 同上
- ⑦氏名 蟻川 恒正
- 所属・職名 法務研究科
教授（法務研究科研究委員会委員長）
- 役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
- 連絡先 同上
- ⑧氏名 古里 健治
- 所属・職名 法務研究科
教授
- 役割 法務研究科自己点検・評価委員会
副委員長
- 連絡先 同上
- ⑨氏名 佐々木 良行
- 所属・職名 法務研究科
准教授
- 役割 法務研究科自己点検・評価委員会
委員
- 連絡先 同上
- ⑩氏名 白方 千晴
- 所属・職名 法学部事務局長
参事
- 役割 法務研究科自己点検・評価の事務局責任者
- 連絡先 同上
- ⑪氏名 西岡 昌仁
- 所属・職名 法学部大学院事務課長
参事補
- 役割 法務研究科自己点検・評価の事務責任者

連絡先	同上
⑫氏名	中島 佑季
所属・職名	法学部大学院事務課課長補佐 参事補
役割	法務研究科自己点検・評価の事務担当者
連絡先	同上
⑬氏名	中村 和洋
所属・職名	法学部大学院事務課主任 主事
役割	法務研究科自己点検・評価の事務担当者
連絡先	同上
⑭氏名	森 怜美
所属・職名	法学部大学院事務課主任 主事
役割	法務研究科自己点検・評価の事務担当者
連絡先	同上
⑮氏名	平塚 孝典
所属・職名	法学部大学院事務課 書記
役割	法務研究科自己点検・評価の事務担当者
連絡先	同上
⑯氏名	守塚 隆司
所属・職名	法学部大学院事務課 書記補
役割	法務研究科自己点検・評価の事務担当者
連絡先	同上

※本件に関する連絡先
 日本大学法学部大学院事務課
 03-6261-3200 (代表)
 houka@nihon-u.ac.jp
 〒101-8375
 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

日本大学の自己点検・評価制度は、日本大学自己点検・評価規程に基づき実施されている。本大学に全学的に自己点検・評価を行う全学自己点検・評価委員会を置くとともに、学部等に各学部等の自己点検・評価を実施するためそれぞれの自己点検・評価委員会を置くこととされており、本研究科においても、自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施については、自己点検・評価委員会の企画調整の下で、各委員会がそれぞれの所管事項について自己点検・評価を実施し、問題点の改善を進める体制を採っていることは、各事項について知識経験を有する教職員による充実した自己点検・評価を可能し、責任を持って積極的に改善を進める基礎となっている。

平成30年度法科大学院認証評価結果に対する再評価の受審時期については、2019（令和元）年10月15日に令和元年度第4回大学院法務研究科自己点検・評価委員会を開催し、2020（令和2）年度下期に認証評価（再評価）を受審することとした。

「自己点検・評価報告書」の作成については、2020（令和2）年7月7日に令和2年度第2回大学院法務研究科自己点検・評価委員会を開催し、各関係委員会への分担を決め、評価基準に沿った自己点検・評価を実施するとともに「自己点検・評価報告書」の原案を作成することとした。

作成された「自己点検・評価報告書」の原案については、随時、大学院法務研究科自己点検・評価委員会の構成員間で意見交換を行い、その意見を踏まえて修正を重ね、「自己点検・評価報告書」の原案を策定した。策定した原案について、2020（令和2）年8月24日開催の第3回大学院法務研究科自己点検・評価委員会において協議して原案を確定し、その後、2020（令和2）年9月16日開催予定の第5回大学院法務研究科分科委員会で審議し、上述のとおり事後承認を得ることとして、日弁連法務研究財団へ提出する「自己点検・評価報告書」が最終決定されることになる。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本研究科は、「法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹」を養成することを目的としている。

文部科学省に提出した設置認可申請書¹において、教育上の理念・目的として、日本法律学校を創始とする自主創造の学風による優れた次代を担う法曹の育成を掲げ、また人材養成の目標として、14学部(現在、16学部)、19研究科(現在、本研究科を除いて18研究科)のほか通信教育部・短期大学部、さらには付属高等学校・中学校を併設し、各種研究所を擁する日本大学の総合性を生かした時代が要請する法曹の養成を掲げている。

本研究科の理念・目的、教育目標については、より具体化した形で、教育研究上の目的として次のように学則(日本大学学則別表1の²)において定めている。

「本研究科の目的は、法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観、正義感の涵養を通じて、市民から信頼され、また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに、総合大学の総合力、多様性を活かし、医療・環境・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指す。

(法務専攻(専門職課程))

理論と実務が密接に連携した双方向教育を展開し、法律基本科目の十分な理解、法律実務科目の習得の上に、多様な法的問題に柔軟に対応でき、法治社会の実現に資する専門性の高い法曹を養成する。」

本研究科が養成しようとする法曹像は、さらに、三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)においても明記されている。

¹ 添付資料 A33「大学院等の設置の趣旨及び設置を必要とする理由を記載した書類(設置認可申請書抜粋)」

² 添付資料 A5-2「日本大学学則」92頁

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知，理解

学則に定めた教育研究上の目的を「大学院要覧」に明記するとともに、「日本大学法科大学院ガイドブック」，「法科大学院ホームページ」においても，その内容を明確に掲載している³。これに加えて，専任教員に対しては，分科委員会，学務・FD 全体研修会をはじめ各種の機会を捉えて，研究科長等から養成しようとする法曹像について伝えている。また，非常勤講師に対しても「大学院要覧」を配布し，養成しようとする法曹像を周知している。さらに，学務・FD 全体研修会において非常勤講師を含む教員に養成しようとする法曹像の周知を徹底している。事務職員に対しては，法学部大学院事務課長から各種の機会を捉えて伝えている。

イ 学生への周知，理解

学則に定めた教育研究上の目的を「大学院要覧」に明記するとともに、「日本大学法科大学院ガイドブック」，「法科大学院ホームページ」においても，その内容を明確に掲載している。三つのポリシーは「法科大学院ホームページ」及び「大学院要覧」で明らかにしている⁴。また，開講式，新入生ガイダンス，在学生ガイダンスをはじめ各種の機会を捉えて，研究科長・学務委員長等から養成しようとする法曹像について学生に伝えている。

ウ 社会への周知

学則に定めた教育研究上の目的を，「日本大学法科大学院ガイドブック」，「入学試験要項」及び「法科大学院ホームページ」において掲載している。また，三つのポリシーを「日本大学法科大学院ガイドブック」⁵及び「法科大学院ホームページ」に掲載し，アドミッション・ポリシーは「入学試験要項」にも掲載している⁶。加えて，法学部オープン・キャンパス，入試説明会及び新聞広告⁷での学校紹介等においても説明に努めている。

入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生は，確認されていない。

³ 添付資料 A3「2020(令和2)年度大学院要覧」9頁，添付資料 A2「日本大学法科大学院ガイドブック 2021」4頁，添付資料 A34「日本大学大学院法務研究科ホームページ」法務研究科の教育研究上の目的と3つのポリシー

⁴ 添付資料 A3「2020(令和2)年度大学院要覧」11頁，添付資料 A34「日本大学大学院法務研究科ホームページ」法務研究科の教育研究上の目的と3つのポリシー

⁵ 添付資料 A2「日本大学法科大学院ガイドブック 2021」4頁

⁶ 添付資料 A7「2021年度日本大学法科大学院入学試験要項」1～2頁

⁷ 添付資料 A35「新聞広告での学校紹介」

(3) 特に力を入れている取り組み

2018（平成 30）年度からは、本学に併設している附属高等学校・中学校の生徒・父母等による法学部への団体見学時には、本研究科の実務家教員が法曹の役割・仕事等について説明する講演を行い、本研究科が養成しようとする法曹像についても発信している。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像は、学則において明確に設定され、また、学校紹介、日本大学法科大学院ガイドブック、法科大学院ホームページ等の主要な広報活動で一貫して述べられ、教員、職員及び学生等に認識されている状態にあるから、法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好であると考えられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本研究科は、①少人数膝詰め教育の実施、②昼夜開講・長期履修学生制度等による社会人教育の効果的な実施、③未修者に対する教育支援体制の充実、④修了生に対するアフターケアの充実・強化を特徴として追求している。

1-1で述べたように、本研究科は、法学の理論・知識を踏まえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成を目的としている。本研究科の目的を達成するためには、少人数で密度の濃い教育を行う必要があり、①少人数膝詰め教育を追求すべき特徴として設定している。また、本研究科の目的は、「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である」ことから、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」(平成13年6月13日司法制度改革審議会意見書⁸)との法科大学院制度の理念を踏まえたものであり、②昼夜開講・長期履修学生制度等による社会人教育の効果的な実施と③未修者に対する教育支援体制の充実を特徴として設定したのは、本研究科の目的及び司法制度改革の理念を達成するために不可欠だからである。そして、本研究科は、法学の理論・知識を踏まえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成という目的をより確実に実現するためには、在学生のみならず、修了生の学修支援を積極的に行う必要があると考えて、④修了生に対するアフターケアの充実・強化を特徴として追求している。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 少人数膝詰め教育
「少人数膝詰め教育」を追求・徹底するための取り組みとして、法律実務家としての基礎体力である「法律基本科目」について、1クラス30名程度を上限とし、また法律演習科目では15名程度を上限としている⁹。これにより、少人数教育により個別的に教員の目の届く教育を膝詰めで展開

⁸ 添付資料 A36 「司法制度改革審議会意見書(平成13年6月13日)(抜粋)」65頁

⁹ 添付資料 A37 「令和2年度年度授業計画基本方針に関する件」

している。また、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保する必要があり、本研究科は、大学院設置基準で求められていることを上回る水準の教員構成をとることを編成方針としている。

イ 昼夜開講・長期履修学生制度等による社会人教育の効果的な実施

本研究科では、2015(平成27)年度から昼夜開講を実施し、夜間及び土曜日のみの受講で修了要件単位を修得可能とし、長期履修学生制度(日本大学学則第105条第12項¹⁰)を併せて導入するなど社会人学生が学びやすい環境を構築してきた。すでに述べたように、社会人学生の入学は、多様な社会経験、専門知識を有する法曹の育成という法科大学院制度の教育理念の実現に資するものであるが、本研究科では、社会人入学者の数は、2015(平成27)年度14人(入学者に占める割合(以下同じ)47%)、2016(平成28)年度22人(52%)、2017(平成29)年度26人(68%)と増加の一途を辿り、法曹を目指す社会人学生にとって本研究科の存在は益々重要になってきていると自負している。これは、全国における社会人経験者の入学者の割合が、2014(平成26)年度422人/2,272人(19%)、2015(平成27)年度405人/2,201人(18%)、2016(平成28)年度371人/1,857人(20%)、2017年(平成29年度)337人/1,704人(20%)であることと比較すれば、その2倍を超える社会人入学者割合となっており、本研究科が法曹を目指す社会人学生の重要な受け皿となっていることは明らかである。

その後も、本研究科の社会人入学者の数は、2018年(平成30)年度17人(58.4%)、2019年(令和元年)度27人(66%)、2020年(令和2年)度29人(76%)と増加傾向にある。なお、全国における社会人経験者の入学者の割合は、2018年(平成30)度275人/1,621人(17%)、2019年(令和元年)度446人/1,862人(24%)、2020年(令和2年)度333人/1,711人(20%)となっており、本研究科の社会人入学者の割合は、全国における社会人入学者の割合の3倍近くになっていることがわかる。

本研究科では、様々な角度から社会人学生の学修における障害を検討し、社会人学生の意向を汲み取るために土曜日に意見交換会を実施するなどして社会人学生の要望と意見を反映させている。例えば、昼夜で授業の交換履修を認めることとした¹¹が、昼夜の交換履修制度は、仕事の都合に合わせて昼間に出席できる授業は昼間に出席することを可能とし、特定日における交換履修制度は、土日以外が定休日の職に就く者が休日を利用して学習するために活用されている。昼間と夜間の受講時間の変

¹⁰ 添付資料 A5-2「日本大学学則」34～35頁、添付資料 A38「日本大学大学院法務研究科長期履修学生制度の運用に関する申し合わせ」

¹¹ 添付資料 A39「同一科目の受講の変更について」

更については、2016(平成 28) 年度前学期 41 件、後学期 10 件、2017(平成 29) 年度前学期 54 件、後学期 34 件、2018 (平成 30) 年度前学期 42 件、後学期 44 件、2019 (令和元) 年度前学期 59 件、後学期 47 件と需要の高さを物語っている。また、各クラス 2 名のクラス担任制を導入¹²して継続的に社会人学生の学修状況を把握している。

ほかに、夏期休暇を利用して社会人学生がより充実した学習ができるよう夏季合宿¹³ (2017 (平成 29) 年度は、3 泊 4 日・出席者数 22 人。2018 (平成 30) 年度は、2 泊 3 日・出席者数 22 人、2019 (令和元) 年度は、2 泊 3 日・出席者 13 人。2020 (令和 2) 年度は新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み中止。)に加えて、社会人学生が参加しやすいように夜間のみ集中した夏季集中特別講座¹⁴ (2017 (平成 29) 年度は、全 10 回・平均出席者数 22.5 人。2018 (平成 30) 年度は、全 8 回・平均出席者数 20.1 人・延べ 161 人、2019 (令和元) 年度は、全 8 回・平均出席者数 29 人・延べ 232 人。2020 (令和 2) 年度は新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み中止。)を開催し、好評を得ている。

また、基礎重点項目講座¹⁵等の課外講座や課外ゼミ(課外講座・課外ゼミは、専任教員が課外において在校生・研修生の学修のフォローアップを行うもので、補習講座、補習ゼミ、自主ゼミ、サブゼミ、自主勉強会等の様々な名称で行われている。本報告書は、課外講座・課外ゼミという語を使用する。)によって、理解不十分と思われる科目について、各学生のレベルと勉強の進捗度合いに合わせた少人数指導も行っている。

これらの取り組みによって、社会人入学者が増加したが、職業や家庭を持っている等種々の環境にある社会人学生にとって喫緊の課題は、十分な学修時間を確保することができるかにある。そこで、スキマ時間を活用し、短時間で学習効果が向上するように、ICT を含めた効率的で効果的な学修サポートシステムを構築している¹⁶。2016 (平成 28) 年度までは本研究科では ICT 機器が導入されていなかったため、受講時間変更制度が社会人学生のスキマ時間活用のためのシステムとして機能していたが、完全には社会人学生の場所的・時間的制約を取り除くことはできなかった。そこで、2017 (平成 29) 年度には、モバイル方式に対応した ICT が 3 月にシステム構築及び試行され、2018 (平成 30) 年 4 月から同時性、双方向及び多方向性を確保したオンライン講義が実施されている(対象

¹² 添付資料 A40 「令和 2 年度クラス担任(副担任)について」

¹³ 添付資料 A41 「夏季合宿について(令和元年度日程表(2 泊 3 日)、平成 30 年度日程表(2 泊 3 日)、平成 29 年度日程表(3 泊 4 日))」

¹⁴ 添付資料 A42 「夏季集中特別講座の開催について(令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度)」

¹⁵ 添付資料 A43 「基礎重点講座の開講について(令和 2 年度、令和元年度、平成 30 年度)」

¹⁶ 添付資料 A44 「日本大学大学院法務研究科 ICT 利用要項」、添付資料 A45 「大学院法務研究科における ICT を活用した学修環境運用について(申し合わせ)」、添付資料 A46 「ICT を利用した遠隔・双方向授業の受講方法について」、添付資料 A47 「ICT を利用した講義録画データに関する利用取扱」、添付資料 A48 「平成 29 年度夜間・土曜日開講科目(選択必修科目)の録音に関する件」

科目は夜間及び土曜日開講の全ての必修科目)。加えて、講義内容にも工夫をし、社会人学生についてはより効率的な予習・復習を指導している。

ウ 未修者に対する教育支援体制

本研究科では、研究科の理念に基づき少人数制の双方向授業を実施し、絶対的な知識量が足りない未修者については、①学生 1 人 1 人の学力をアップさせるための指導体制の強化、②基礎知識の定着を図るサポート体制の充実、③切れ目のない継続的指導の実施などにより、未修者教育体制を強化し、着実な学力向上を図っている。

例えば、主に 1 年次生を対象とし、後学期に授業が配置されていない科目について、基礎知識の修得及び定着のための基礎重点項目講座を開講し、切れ目のない継続的な指導体制を構築している¹⁷。基礎重点項目講座として、2016(平成 28)年度は「刑事訴訟法」と「民事訴訟法」を開講し、加えて、2017(平成 29)年度以降は「行政法」も開講している。なお、これらを受講するかどうかは学生の自主的判断にまかせている。

また、専任教員によるオフィスアワー¹⁸を行うことによって、学生が相談・質問しやすい環境を整え、学生の疑問を即時に解決する体制を構築している。さらに 2016(平成 28)年度から夏期・冬期休暇中の課外講座・ゼミを行うことによってより一層継続的な指導ができるよう努めている。また、助教 3 人(いずれも本研究科を修了した弁護士)を配置することにより、特に未修者が学習方法、疑問点等について常時相談し、指導を受けることが可能な法学基礎教育支援体制をとっている。

未修者に対する教育支援体制の充実については、一層の改善及び工夫を要すると指摘された。この指摘を踏まえて、次の取り組みを行った。文部科学省が「専門職大学院設置基準」の一部を改正して、法律基本科目の基礎科目について、30 単位以上の修得が必要とされたことに伴い、本研究科のカリキュラム改正が必要となったため、2020(令和 2)年 5 月 29 日にカリキュラム改正ワーキンググループを発足させた。3 回の会議において、法学未修者に対するカリキュラムを充実するという観点から意見を交換し検討を行った結果、「憲法基礎演習」及び「刑法基礎演習」(各 1 単位)を新たに設ける(「民法基礎演習」はすでに設けられている。)カリキュラム改正案を策定した。その後、2020(令和 2)年 7 月 3 日の学務委員会において協議、2020(令和 2)年 7 月 15 日の分科委員会において審議され承認された。2020(令和 2)年 9 月以降、本研究科から本学本部へ内申し、法人本部の諸会議を経て最終決定される予定である。上記の演習科目により、基礎知識の修得及び定着を図るとともに、法的三段

¹⁷ 添付資料 A43 「基礎重点講座の開講について (令和 2 年度, 令和元年度, 平成 30 年度)」

¹⁸ 添付資料 A49 「令和 2 年度専任教員オフィスアワー一覧」

論法などの法的思考を確実に修得させることとした。

また、未修者教育の充実のためには、授業の内容及び方法の改善が不可欠であるところ、通常のFD委員会活動とは別に特に授業改善に関するテーマを議論するために開催されているFD研修会において、教員が担当する授業の教育実践について報告し、授業内容及び方法の改善を検討している。2019（令和元）年7月11日のFD研修会においては、「私の授業方法」というテーマで民法担当教員が教育実践を報告し、これを踏まえて活発な意見交換が行われた。なお、2020（令和2）年度においても同様の研修会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、前学期の授業の開始が遅れた上、オンライン授業になったことなどの状況の変化が生じたため、その時期及び内容について再検討中である。

さらに、「1-3 自己改革 1 (3) イ」上記検討に基づく取り組みの内容、実施状況」で述べる取り組みを未修者に対して徹底・強化して実施している。

エ 修了生に対するアフターケアの充実・強化

本研究科の修了生は、修了後5年間、「研修生」登録をすれば年間5,000円（2020（令和2）年度より10,000円に変更予定）の費用で、学習についてのハード面、ソフト面や就職について、在学時と同様の手厚い支援を受けることが可能となっている。そして、それらの支援を統合するものとして「研修生」登録制度が設けられている。本研究科では、毎年10月に、司法試験の受験資格を有する修了生を対象に研修生になるための選考試験を行っている。研修生選考試験に際しては、司法試験の成績等の情報を提出させることによって、修了生の学修状況等を把握し、各自の学修状況に応じた支援を行うことが可能となっている。研修生の期間は、毎年10月上旬から翌年の5月末日となっており、6月以降は再現答案と本試験短答式の成績を提出した場合に限り、9月末までの継続利用が認められている。2020（令和2）年5月1日現在、司法試験の受験資格を有する修了生112人のうち、67人が研修生登録をしている¹⁹。

修了生は、研修生登録をすると、在学生と同様の施設利用等が可能となり、学修についてのハード面での支援を受けることが可能となる。具体的には、研修生には固定席が一人に一席貸与され²⁰、神田三崎町に7時から24時まで利用可能な学習スペースを得ることができる。それ故、研修生は、極めて良好な環境で、学習に励むことができる。さらに、法科大学院教育に必要な書籍が豊富な法務研究科図書室や全国でも有数の蔵

¹⁹ 添付資料 A50「令和元年度研修生継続申請書兼令和2年度【仮】研修生継続申請書」、A51「令和元年度研修生選考試験の実施予定について」

²⁰ 添付資料 A52「研修生及び【仮】研修生自習室利用心得」

書数を誇る日本大学図書館法学部分館²¹（以下「法学部図書館」という）の利用も可能となる。のみならず、研修生が自主ゼミを行うための空き教室の貸出や判例検索データベースの利用も可能となっている。

また、修了生は、研修生登録をすることによって、学修についてのソフト面での支援を受けることも可能となる。具体的には、研修生は、15人以下の少人数で、司法試験の受験科目をほぼ網羅した、教員による課外ゼミを受講することによって、司法試験合格のための実践力を養うことができるほか、長期の休暇中に行われる勉強合宿や集中講座に参加することによって、苦手科目を克服することができる。

もっとも今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、自習室や法学部図書館及び法務研究科図書室への立入り等は必要最小限に限られているため、十分な利用はできていない。ただし、そのような厳しい環境ではあるが、司法試験の受験を控えた研修生の学修をサポートするため、2020（令和2）年6月21日（日）から7月26日（日）までの間、毎日曜日に、「修了生のための本番直前総仕上げ特別講座」²²が実施され、検温・消毒・入校前の氏名確認を実施し、マスク着用を求めた上で、教室において3密を避けながら、対面での特別講義等が行われ、30名を超える研修生が参加した。

司法試験に合格した修了生に対しては、司法修習に向けて「司法研修所入所前研修²³」を実施し、司法修習における学習のポイント等の指導を行い、司法試験合格後においてもアフターケアの充実及び強化に努めている。

（3）取り組みの効果の検証

上記の取り組みについては、学務委員会及びFD委員会において検証がなされている。また、修了生に対するアフターケアについては、法務研究会で検証がなされている。

（4）特に力を入れている取り組み

上記のとおり、昼夜開講の実施により社会人学生が増加しているため、社会人学生が学びやすいカリキュラムはどのようなものかをはじめ、効率的で効果的な学修支援の在り方などについて、試行錯誤を行って、さらなる成果を目指している。

（5）その他

①法学部と一体となり法曹希望者を掘り起こす取組及び②社会人学生に

²¹ 添付資料 A5-1「日本大学規程集」61頁「日本大学図書館規程」、添付資料 A53「図書館利用案内 2020」

²² 添付資料 A54「修了生のための本番直前総仕上げ特別講座」

²³ 添付資料 A55「令和元年度司法研修所入所前研修開催について」

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

大学院法務研究科自己点検・評価委員会は、委員長、副委員長、委員10名（教員8名・職員2名）によって構成されるが、研究科長、専攻主任に加えて、学務委員会委員長、FD委員会委員長、学生生活・就職委員会委員長、入学試験管理委員会副委員長（入学試験管理委員会委員長が専攻主任であるため）、研究委員会委員長といった主要な委員会の委員長を網羅しているほか、公法系、民事系、刑事系それぞれの領域の教員をも網羅する構成となっている。

日本大学自己点検・評価規程²⁵に基づき、「建学の精神・教育理念に基づく教育・研究及び管理運営等の全般につき、常に自己点検・評価を行うとともに、改善に努めることによって、本大学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすことを目的」とし、本大学に、「本大学における自己点検・評価を全学的、総合的に企画、実施」するため、全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」という）が置かれている。全学委員会は、常務理事（広報担当）、理事・学部長・評議員若干名、教職員若干名、本部委員会委員長、学部等委員会委員長若干名、高校委員会委員によって構成される。大学院法務研究科自己点検・評価委員会委員長は全学委員会の委員になっている。

²⁵ 添付資料 A5-1 「日本大学規程集」37頁「日本大学自己点検・評価規程」第3条～第5条

全学委員会に、本部並びに大学院独立研究科、専門職大学院、学部、通信教育部及び短期大学部における自己点検・評価を総合的な見地から、企画、調整するために、大学評価専門委員会（以下「大学専門委員会」という）が置かれている。大学専門委員会は、全学委員会委員長、本部委員会委員長、学部等委員会委員長並びに本部及び学部等の教職員のうちから全学委員会委員長の指名する者若干名をもって構成される。大学院法務研究科自己点検・評価委員会委員長は大学専門委員会の委員になっている。

また、学務委員会²⁶は、日常的な学務事項の処理に対応するのみならず、教育体制（カリキュラム、授業、修了認定等）に関する事項について、不断に検証し、その改善にも取り組んでいる。さらに、入学試験管理委員会²⁷は、入学者選抜の基準や方法の見直し、志願者数を増やすための方策など入学試験に関する事項について、自己改革に恒常的に取り組んでいる。加えて、学生生活・就職委員会²⁸は、学修環境などの所管の事項について、学生の意見・要望を踏まえて自己改革に恒常的に取り組んでいる。そして、分科委員会及び運営委員会²⁹において、上記の諸委員会からの報告を受けて、活発な議論がなされている。各委員会の報告を受けた分科委員会の審議によって、自己改革に恒常的に取り組んでいる委員会の成果は、全教員の参加の下で共有されている。

なお、FD委員会³⁰は、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動を行っており、法科大学院における教育活動の改善について大きな役割を果たしている。

（2）組織・体制の活動状況

ア 自己点検・評価委員会

大学院法務研究科自己点検・評価委員会は、2018(平成 30)年度は年 10 回、2019(令和元)年度は年 7 回開催されている。議論のテーマは、2018(平成 30)年度法科大学院認証評価に向けた検討やその評価結果に関する対応、法科大学院認証評価（再評価）に向けた検討、本学における全学的な自己点検・評価に関する対応等である。全学自己点検・評価委員会は年 2 回開催されている（2018（平成 30）年度及び 2019(令和元)年度の実績）。大学評価専門委員会は年 4 回開催されている（2018（平成 30）年度及び 2019(令和元)年度の実績）。

本学では 3 年ごとに全学的な自己点検・評価を実施し、その結果に基づき年次的に計画的に改善を推進していくこととしている。その一環と

²⁶ 添付資料 A5-4 「法学部内規集」 29 頁 「大学院法務研究科学務委員会内規」

²⁷ 添付資料 A5-4 「法学部内規集」 25 頁 「大学院法務研究科入学試験管理委員会内規」

²⁸ 添付資料 A5-4 「法学部内規集」 33 頁 「大学院法務研究科学生生活・就職委員会内規」

²⁹ 添付資料 A5-4 「法学部内規集」 23 頁 「大学院法務研究科運営委員会内規」

³⁰ 添付資料 A5-4 「法学部内規集」 31 頁 「大学院法務研究科ファカルティ・デベロップメント委員会内規」

して、2018（平成 30）年度において、大学院法務研究科自己点検・評価委員会が中心となり、自己点検・評価を実施し、報告書を作成し、改善すべき項目、改善達成時期等を内容とする改善意見をとりまとめた。この自己点検・評価の結果は、分科委員会において審議・承認されたのち、全学自己点検・評価委員会に提出されており、『全学自己点検・評価報告書 2018』の一部となっている。この『全学自己点検・評価報告書 2018』は、本学ホームページ上に掲載し広く社会に周知することに努めている。

また、本学では 7 年ごとに大学として認証評価を受けることになっており、2017（平成 29）年度に公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という）による認証評価を受けるために、2016（平成 28）年度にも大学院法務研究科自己点検・評価委員会が中心となり、自己点検・評価を実施し、『大学基準協会 2017（平成 29）年度大学認証評価申請用報告書』（法科大学院の部分）を作成した。この自己点検・評価の結果は、分科委員会において審議・承認されたのち、全学自己点検・評価委員会に提出されており、大学基準協会に提出した自己点検・評価報告書の一部となっている。大学基準協会に提出した自己点検・評価報告書についても、本学ホームページ上に掲載し広く社会に周知することに努めている。

このように本研究科は、ほぼ毎年、自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成する機会を与えられている。

イ 学務委員会

学務委員会は年間 13 回開催（2019（令和元）年度の実績）し、日常的な学務事項の処理に対応するのみならず、教育体制（カリキュラム、授業、修了認定等）に関する事項について、不断に検証し、その改善にも取り組んでいる。

ウ 入学試験管理委員会

入学試験管理委員会は年間 11 回開催（2019（令和元）年度の実績）し、入学者選抜の基準や方法の見直し、志願者数を増やすための方策など入学試験に関する事項について、自己改革的に恒常的に取り組んでいる。

エ 学生生活・就職委員会

学生生活・就職委員会は年間 9 回開催（2019（令和元）年度の実績）し、学修環境などの所管の事項について、学生の意見・要望を踏まえて自己改革に恒常的に取り組んでいる。

オ 運営委員会

執行部と各委員会の長をメンバーとして、上記の諸委員会からの報告

を受けて、活発な議論がなされており、本研究科の運営に関する事項について検討を行っている。運営委員会は年間 12 回開催（2019（令和元）年度の実績）している。

大学院法務研究科自己点検・評価委員会、全学自己点検・評価委員会、大学評価専門委員会、学務委員会、入学試験管理委員会、学生生活・就職委員会及び運営委員会の議事録は作成されており、委員会欠席者を含め、情報を共有する仕組みができています。

カ 教育課程連携協議会³¹

産業界等との連携により、教育課程を編成し、教育課程を円滑かつ効果的に実施するため、2019（令和元）年度に設置した。構成員の過半数が本学専任教職員以外の者で構成されており、2019（令和元）年度には 1 回開催している。

（3）組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

（ア）教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

すでに述べたように、2015（平成 27）年度において、大学院法務研究科自己点検・評価委員会が中心となり、自己点検・評価を実施し、報告書を作成し、改善すべき項目、改善達成時期等を内容とする改善意見を取りまとめた。その中で本研究科は、「教育課程に相応しい教育内容の提供」を改善事項と認識し、改善意見として、「『自主創造』の理念の下、高い人権意識を持ちつつ、社会に貢献し得る専門能力を有する法曹を養成するために、法学未修者教育の充実を図る。企業法務、知的財産、環境問題、医療、市民生活一般などの専門分野に精通した法曹を養成するという目標を踏まえて、展開・先端科目の開講科目数等について見直しを行う」との改善方向を指摘した上で、「法学未修者教育の充実を図るためにカリキュラムの変更を検討するとともに、展開・先端科目について、開講されるべき科目数の適正規模を検討する」との具体的方策を示した。学務委員会は、3 回の会議においてカリキュラム改正について慎重に検討し、カリキュラム改正案を決定した。その後、分科委員会において審議され、最終決定がなされた。現行のカリキュラムの適切性については、学務委員会において、検証・検討がなされている。

また、先般、文部科学省が「専門職大学院設置基準」の一部を改正して、法律基本科目の基礎科目について、30 単位以上の修得が必要と

³¹ 添付資料 A5-4「法学部内規集」63 頁「日本大学大学院法務研究科教育課程連携協議会内規」
添付資料 A57「教育課程連携協議会名簿」

されたことに伴い、本研究科のカリキュラム改正が必要となったため、カリキュラム改正ワーキンググループを発足させた。3回の会議において意見を交換し検討を行った結果、カリキュラム改正案を策定した。その後、学務委員会において協議、分科委員会において審議され承認された。2020（令和2）年9月以降、本研究科から本学本部へ内申し、法人本部の諸会議を経て最終決定される予定である。カリキュラムの適切性については、今後も学務委員会において、検証・検討を行う。

(イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数	合格者数	競争倍率
2016（平成28）年度	142人	71人	2.00倍
2017（平成29）年度	120人	58人	2.07倍
2018（平成30）年度	112人	55人	2.04倍
2019（令和元）年度	182人	76人	2.39倍
2020（令和2）年度	134人	69人	1.94倍

上記のとおり、入学者選抜における競争倍率は、社会人受験生の増加等により2016（平成28）年度以降は2倍を上回っている状況が続いたが、2020年（令和2）年度に僅かに2倍を下回った。受験者を確保する具体的取り組みについては、入学定員充足率の確保に関連して述べる。

(ウ) 入学定員充足率の確保

・過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2016（平成28）年度	60人	42人	70.0%
2017（平成29）年度	60人	38人	63.3%
2018（平成30）年度	60人	31人	51.7%
2019（令和元）年度	60人	41人	68.3%
2020（令和2）年度	60人	38人	63.3%
平均	60人	38人	63.3%

上記のとおり、入学定員充足率は、2016（平成28）年度以降は50%以上の入学定員充足率を確保している。本研究科は、法曹としての適性

を有する優秀な志願者の確保が最も重要でかつ喫緊の課題となっていることを認識しており、入学者選抜における競争倍率及び入学定員充足率の確保のために様々な取り組みをしている。具体的な取り組み状況は、次のとおりである。

a 様々な入学試験制度改革の実施

2015（平成 27）年度以前、志願者数が大幅に減少し、追加募集を実施してもなお入学定員充足率が 50%を下回る状況であったため、入学試験管理委員会において、入学試験の改善・改革案を検討するワーキンググループを発足させ、①目標の設定（志願者数）、②入試回数、③入試日程、④試験科目等について施策案をまとめ、入学試験管理委員会に上申し、分科委員会において承認された。入学定員についても見直しを検討し、2013（平成 25）年 4 月 2 日に臨時執行部会（現：運営委員会）を緊急開催して、入学定員を 80 名から 60 名に変更することを協議し、2013（平成 25）年 4 月 3 日開催の臨時大学院分科委員会において承認された後、法人本部の諸会議を経て、2013（平成 25）年 5 月 10 日開催の平成 25 年度第 2 回理事会において決定された。

上記により、2014（平成 26）年度入学試験（第 1 期：2013（平成 25）年 9 月実施、第 2 期：2013（平成 25）年 12 月実施、第 3 期：2014（平成 26）年 1 月実施）において、以下の改革施策を実施した。

- ① 入学定員を 80 名から 60 名に変更した。
- ② 受験機会拡充のため、入学試験の実施回数を 2 回（第 1・2 期）から 3 回（第 1・2・3 期）に増やした。
- ③ 受験生の負担を軽減するため、2 日間（1 日目：論文式試験、2 日目：面接）実施していた法学既修者入学試験を 1 日に凝縮した。
- ④ 優秀な志願者確保のため、法学既修者入学試験において、司法試験予備試験短答式試験合格者を対象とした特別選抜入学試験を導入した。（ただし、2014（平成 26）年度のみ。）
- ⑤ 多様な志願者確保のため、法学未修者入学試験において、全国統一適性試験第 4 部「表現力を測る問題」利用型を導入した。

さらに、2013（平成 25）年度入学試験から入学試験成績優秀者に給付している「日本大学大学院法務研究科奨学金給付規程」³²に定める奨学金（第 1 種：授業料相当額（98 万円）、第 2 種：授業料相当額の半額（50 万円））について、給付時期が入学後の 6 月であったため、奨学金受給の入学予定者は入学手続き時に授業料を含む初年度納入金全額（79 万円）を支払わなければならない、大きな負担となっていた。その負担を軽減するために、

³² 添付資料 A5-1「日本大学規程集」105 頁「日本大学大学院法務研究科奨学金給付規程」

奨学金の給付を年 2 回（前学期・後学期）に分けて学費に充当することにより、奨学生は奨学金分を差し引いた額を納入すればよい方法に早急な見直しをする検討をした。当見直し案を 2014(平成 26) 年度入学試験の入学手続期間開始（2013(平成 25) 年 10 月 4 日）に間に合わせるよう、2013(平成 25) 年 9 月 30 日開催の平成 25 年度第 1 回奨学生選考委員会において協議の上、2013(平成 25) 年 10 月 2 日開催の臨時大学院分科委員会において承認され、2014(平成 26) 年度入学試験の入学予定者から学費充当による初年度納入金の取扱いを開始した。

また、入学手続方法についても、2014(平成 26) 年度入学試験までは、第 1 期・第 2 期・第 3 期それぞれに定めた入学手続期間内に一括で初年度納入金の納付と入学手続書類の提出を完了しなければならず、他大学と併願している受験生に敬遠されがちであった。そこで入学手続の二段階方式導入について検討し、2014(平成 26) 年 5 月 8 日開催の平成 26 年度第 2 回入学試験管理委員会において協議の上、2014(平成 26) 年 5 月 15 日開催の平成 26 年度第 2 回大学院分科委員会にて承認され、2015(平成 27) 年度入学試験から運用を開始した。

b 昼夜開講・長期履修学生制度導入、法学部との連携強化

上記の入学試験制度の改善・改革施策に加え、本学の志願者増加を図るための施策の 2 本柱は、有職社会人受入れのための昼夜開講及び長期履修学生制度導入と優秀な内部進学者増加のための法学部との連携強化である。

昼夜開講及び長期履修学生制度導入については、2014(平成 26) 年 4 月 3 日開催の平成 26 年度第 1 回学務委員会において協議の上、2014(平成 26) 年 4 月 10 日開催の平成 26 年度第 1 回大学院分科委員会において承認され、2015(平成 27) 年度入学者から導入することとした。制度の運用については、昼夜開講等準備委員会を設置し、2014(平成 26) 年 4 月から 2015(平成 27) 年 1 月まで全 9 回にわたり会議を開催して、授業や学修環境等に関する検討を重ねた。昼夜開講及び長期履修学生制度導入後における社会人学生に対する効果的なフォローアップ体制の構築については、1-2 で述べたところである。

優秀な内部進学者増加のための法学部との連携強化については、法人本部の施策として、法曹養成に特化した法務研究科の設立趣旨に鑑み、その強化策及びこれに必要な法学部との連携について、関係教職員及び有識者等から広く意見を求め、法務研究科の充実、推進を図るため、総長（現学長）・理事長が指名する者を委員長とする大学院法務研究科改善充実推進委員会を 2011(平成 23) 年 9 月 23 日付けで設置し、（第 1 回）2011(平成 23) 年 12 月 19 日から（第 21 回）2015(平成 27) 年 3 月 30 日

まで全 21 回にわたり会議を開催して、法務研究科と法学部との連携を含む諸施策を検討し、その間実施してきた改善・改革の諸施策をとりまとめ、最終上申書として理事長・学長に上申している。

また、法務研究科と法学部との連携を強化するための法人本部の施策として、2014(平成 26)年 11 月に大学院法務研究科のキャンパスをお茶の水(神田駿河台)から法学部と隣接する三崎町(現:神田三崎町)に移転した。

2015(平成 27)年 4 月以降は、法学部長を委員長とする大学院法務研究科改善推進委員会を設置し、当該委員会の下に法学部・大学院法務研究科連携推進連絡会を置いて、特に法学部からの内部進学者増加を図るための諸施策(教員交流, 早期卒業³³, A0 入試, 情報一元化, PR 活動等)を検討し、実施されている。さらに 2017(平成 29)年 12 月から、文部科学省が推進している法曹コースの設置を検討するため、法学部・大学院法務研究科 5 年一貫コース検討ワーキンググループを立ち上げて検討を進め、法学部との法曹養成連携協定について、2020(令和 2)年 1 月 24 日付けで文部科学省に申請し、2020(令和 2)年 3 月 26 日付けで認定された³⁴。

上述のとおり本研究科は、法人本部や法学部と連携して、志願者増加を図ることにより入学試験競争倍率及び入学定員充足率を確保するため、不断の努力を継続している。これまで実施してきた様々な取り組みにより、夜間履修希望者及び本学法学部学生の受験者が増加して、2016(平成 28)年度以降は受験者数が 100 人以上となっている。競争倍率については 2016(平成 28)年度から 2019(令和元)年度まで 2 倍を超える状況が続いていたが、2020(令和 2)年度については 2 倍を下回ったため、今後もより一層の努力を継続する必要がある。とくに法学部との連携により、法学部の現役生の法研究科への受験・入学を促進する取り組みを行う。定員充足率については、2016(平成 28)年度以降 50%を維持している。

(エ) 公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制

ホームページや日本大学法科大学院ガイドブック等において、問い合わせ先(電話番号, FAX 番号, Eメールのアドレス)が掲載され、公開された情報に対する評価や改善提案等の意見を一般的に受ける体制になっており、また、評価や改善提案を受けた場合、研究科長及び専攻主任が、関連する委員会の委員長と協議しつつ、これに対応することとしているが、これまで評価や改善提案を受けたことはない。

³³ 添付資料 A5-4「法学部内規集」1 頁「日本大学法学部早期卒業に関する内規」、3 頁「日本大学法学部早期卒業の取扱要項」

³⁴ 添付資料 A32「法曹養成連携協定書の写し及び当該協定に係る関連資料」

(オ) 法曹に対する社会の要請の変化への対応

本研究科は、各委員会において法曹に対する社会の要請の変化をとらえて、これに適切に対処することとしている。各委員会の報告を受けて、分科委員会においても議論されている。例えば、文部科学省では、法科大学院における未修者教育を充実させる施策の1つとして、全国的に「共通到達度確認試験」の実施を開始したが、これに対処する具体的対処方策を検討する組織として、2015（平成27）年度に学務委員会の所轄の下に、「未修者教育推進小委員会」が設置された。小委員会の委員は、学務委員会副委員長、憲法・民法・刑法の専任教員各1名、助教1名、その他相当と認める者（複数可）、大学院事務課員1名によって構成される。小委員会は、随時開催し、未修者教育推進のための運営方針を策定・監理している。未修者教育推進小委員会の監理の下、模擬試験（短答式）の実施、その解答についての講評と説明などがなされた。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

最近5年間の司法試験合格状況については、次表のとおりである。

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
2015（平成27）年度	186人	90人	13人	7.0%	21.6%
2016（平成28）年度	141人	75人	10人	7.1%	20.7%
2017（平成29）年度	98人	57人	8人	8.2%	22.5%
2018（平成30）年度	90人	57人	9人	10.00%	24.8%
2019（令和元）年度	96人	58人	14人	14.58%	29.1%

修了者の司法試験合格率は、2014（平成26）年度に全国平均の司法試験合格率の半分を上回ったが、上記のとおり、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までは半分未満であった。上記の状況を改善するため、本研究科は、2015（平成27）年度以降、次のような取り組みをしてきたところ、2019（令和元）年度の合格率は全国平均の司法試験合格率の半分を上回った。

(ア) 修了者の進路（司法試験合格率を含む。）について、問題点として検

討がなされたことがあるか、その検討の時期、検討の内容

自己点検・評価委員会は年 5 回程度、全専任教員を構成員とする学務委員会、FD 委員会及び法務研究会は毎月 1 回開催し、それぞれの役割に応じて、学生が司法試験に合格し法曹として活躍するという初期の目的を達成できるよう、組織的に継続的に検討を行い、必要と思われる措置を行っている。特に、FD 委員会の主催の下で年数回開催される FD 研修会ではその時点において最も重要と思われる課題について検討を行い、教育内容・方法の改善等を図っている。また、法務研究会では、主として正課授業以外の学習指導等について集中的に検討し、諸施策を決定・実施している。

そのほか、本研究科がその使命を達成できるようアドホックな組織による集中的な検討が行われている。例えば、厳しい法科大学院志願者減少の中で、受験者を確保するとともに、社会ニーズに応えるため、2014（平成 26）年 4 月から 2015（平成 27）年 1 月まで全 9 回にわたり昼夜開講等準備委員会を開催し、2015（平成 27）年度から本研究科における社会人学生の受入、教育について抜本的な措置を講じる昼夜開講制度を導入した。また、2011（平成 23）年 12 月から 2015（平成 27）年 3 月まで全 21 回にわたり大学院法務研究科改善充実推進委員会を開催し、法科大学院の基盤強化のための法学部との連携を含む諸施策を検討した結果、2014（平成 26）年 11 月には、法科大学院のキャンパスを法学部隣接地に移転する措置が講じられたが、これも司法試験合格率を高める施策という側面を持っていた。2015（平成 27）年度 4 月以降には、大学院法務研究科改善推進委員会の下で、司法試験合格率改善のため、法学部からの優秀な内部進学者を増加させる諸施策が実施されている。

以上のように、本研究科は、修了生の司法試験合格率の向上を最重要課題として認識しており、その改善のために様々な取り組みを組織的に、継続的に行ってきたが、2015（平成 27）年司法試験の合格結果を受けて、従来の取り組みをさらに上回る対策を総合的に実施する必要性を認識するに至った。何故なら、修了者の司法試験合格率は、2014（平成 26）年度に全国平均の司法試験合格率の半分を上回り、従来の取り組みが一定の成果を上げたと思われたが、2015（平成 27）年度は半分未満の結果に終わったからである。

2015（平成 27）年 9 月 10 日開催の分科委員会において、専攻主任から 2015（平成 27）年司法試験の結果について報告があり、司法試験合格率の低さについて改めて問題点として認識され、合格率の低さの原因について検討がなされた。検討の結果、（a）修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力を取得させる取り組みが必ずしも

十分ではなく、基礎的な学力と能力をより一層確実に修得させる取り組みが必要であるとともに（b）事案解決能力（法的な分析、構成及び論述の能力）を修得させるための取り組みが必ずしも十分ではなく、事案解決能力をより一層確実に修得させるための取り組みが必要であるとの認識で一致した。さらに、（c）勉学の熱意のある優秀な法曹希望者に数多く入学してもらうための取り組みが必ずしも十分ではなく、勉学の熱意のある優秀な法曹希望者により多く入学してもらうための取り組みをさらに強力に推進する必要があることも確認された。そして、各委員会、各部局等において、それぞれの役割に応じて、上記の（a）～（c）を実現するための方策を検討し、実施することとした。その際に、法人本部及び法学部とも密接に連携する必要があることも確認された。

（イ）上記検討に基づく取り組みの内容、実施状況

上記検討に基づく取り組みの内容、実施状況は、次のとおりである（以下の取り組みは現在まで継続的に行っている。そのため、最新の状況を例示した。）

a 課外ゼミ、夏季合宿、冬季合宿及び夏季集中特別講座の実施

本研究科が最も力を入れているのが、課外ゼミである。課外ゼミは、専任教員が課外において在学生・研修生の学修のフォローアップを行うものである。課外ゼミは、主として在学生を対象として各科目の基本事項又は重要論点について知識の確認を内容とするもの、主として研修生を対象として司法試験の過去問題の検討や起案練習を内容とするもの等があり、在学生や研修生は各自の状況（学修の進捗状況等）に応じて参加することができる。例えば、2017（平成29）年度は、公法系科目4クラス、民事系科目7クラス、刑事系科目5クラスを開講した³⁵。さらに、2018（平成30年）年度には、公法系科目3クラス、民事系科目6クラス、刑事系科目5クラスを、2019（令和元）年度は、公法系科目4クラス、民事系科目3クラス、刑事系科目4クラスを開講した³⁶。

また、2020（令和2）年度の新企画として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、2020（令和2）年8月に司法試験が延期されたことに伴い、研修生への学修フォローアップの一貫として「修了生のための本番直前総仕上げ特別講座」を実施した。

すでに述べたように、2015（平成27）年9月10日開催の分科委員会において、司法試験合格率について改めて問題点として認識され、検討の結果、

³⁵ 添付資料 A59「自主ゼミ実施状況一覧（令和元年度、平成30年度、平成29年度）」

³⁶ 添付資料 A59「自主ゼミ実施状況一覧（令和元年度、平成30年度、平成29年度）」

(a) 修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力をより一層確実に修得させるとともに、(b) 事案解決能力(法的な分析、構成及び論述の能力)をより一層確実に修得させることが必要であるとの認識で一致したが、課外ゼミは、(a)及び(b)に資するものであり、司法試験の合格率を向上させるためには、課外ゼミをより実効的なものに再編することが必要であると考えられる。そこで、従来、教員の自主性に頼って各自の判断で実施していたものを、特に2017(平成29)年度からは法務研究会を通じて教職員間で実施内容や状況の共有を進めるようにしており、研究科全体で在学生・研修生の学習進捗状況に沿った内容で指導を行うように運営している。

また、休暇期間を利用した講座として、従来から毎年8月に夏季合宿³⁷を、2月に冬季合宿³⁸を実施しているが、2017(平成29)年度からは、夏季集中特別講座を開催している。平日夜開講科目及び土曜日開講科目を主に履修している学生は、仕事の都合その他の事情により夏季合宿に参加することが困難な者が多い。そこで、夜間主生を念頭に置いて、前学期の授業で扱うことができなかつた重要な論点や基礎的事項について学修時間を確保しやすい夏季に集中的に学ぶ機会を提供することを目的として夏季集中特別講座を開催することにした。同講座は、夜間主生を念頭に置いているが、すべての学生の参加を認めている。2017(平成29)年度は、8月22日から26日まで一日2コマ(計10コマ)の講義を(土曜日は3時限と4時限に、それ以外は6時限と7時限に)専任教員等が行った³⁹。2018(平成30)年度は、8月22日から25日及び9月5日に計8コマの講義を専任教員等が行った。2019(令和元)年度は、8月21日から8月24日まで一日2コマ(計8コマ)の講義を(土曜日は3時限と4時限に、それ以外は6時限と7時限に)専任教員等が行い、平均出席者数29人・参加者数は延べ232人であった⁴⁰。夏季集中特別講座は、修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力をより一層確実に修得させるための取り組みである。

b 基礎重点項目講座の実施

2015(平成27)年9月10日開催の分科委員会において、修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力を修得させる取り組みが必ずしも十分ではなく、基礎的な学力と能力をより一層確実に修得させる取り組みが必要であることが確認されたが、これを受けて、2016(平成28)年6月9日開催の第3回学務委員会において、未修者(1年次)等の学力

³⁷ 添付資料 A41「夏季合宿について(令和元年度日程表(2泊3日)、平成30年度日程表(2泊3日)、平成29年度日程表(3泊4日))」

³⁸ 添付資料 A62「冬季合宿について(平成30年度日程表、平成29年度日程表)」

³⁹ 添付資料 A42「夏季集中特別講座の開催について(令和元年度、平成30年度、平成29年度)」

⁴⁰ 添付資料 A42「夏季集中特別講座の開催について(令和元年度、平成30年度、平成29年度)」

向上を図る検討を行った。その結果、修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力を確実に修得させる取り組みとして、2016(平成28)年度後学期から、後学期に開講されていない「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」及び「行政法」について、重点項目についての基礎講座を単位認定の対象としない課外講座として開講することを決定した。2016(平成28)年度後学期は、民事訴訟法(7回各90分)、刑事訴訟法(7回各90分)及び行政法(1回90分)の基礎講座を、2017(平成29)年度後学期は、民事訴訟法(6回各90分)、刑事訴訟法(7回各90分)及び行政法(1回90分)の基礎講座を、2018(平成30)年度後学期は、民事訴訟法(6回各90分)、刑事訴訟法(7回各90分)、行政法(1回90分)の基礎講座を、2019(令和元)年度後学期は、民事訴訟法(6回各90分)、刑事訴訟法(7回各90分)、(行政法1回90分)を課外講座として開講した(受講するかどうかは学生の自主的判断にまかせている。)

c 実力診断テスト(短答式模擬試験)の実施

2015(平成27)年度から実施している実力診断テスト(短答式模擬試験)の実施も、修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力を修得させるための取り組みの一つである。2015(平成27)年司法試験短答式試験の結果(48.39%)を踏まえ、2015(平成27)年度9月10日開催の第5回分科委員会において未修者教育の充実が提言され、未修者教育推進小委員会における検討を踏まえた結果、在学生に正確な基礎知識の習得を促し、「共通到達度確認試験」に向けた学修を支援するために、在学生を対象として実力診断テスト(短答式模擬試験)を実施することとし、(2015(平成27)年度から2019(令和元)年度までに21回実施した(そのうち3回は共通到達度確認試験試行試験の受験。))

司法試験過去問とオリジナルの短答式問題を定期的に解かせることにより、結果として司法試験短答式試験の合格率は向上している(2018(平成30)年は63.33%、2019(令和元)年度は60.4%)。

d カリキュラムの改善

司法試験合格率が全国平均に比べ依然低いことを受け、具体的な教育体制等の工夫改善活動の一環として、カリキュラムの改善を2015(平成27)年度から検討した。

修了時点で法律実務家に必要とされる基礎的な学力と能力をより一層確実に修得させるためには、法学未修者用講義の増加・充実が必要であり、法学未修者教育の充実を図るために、2015(平成27)年10月8日開催の大学院法務研究科分科委員会の審議・決定により、カリキュラムの改正を行った。

このカリキュラム改正により、1年次配当の法律基本科目群に従来の「憲法」に代えて「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」を開設し、また「民法基礎演習」を新設した。「民法基礎演習」の新設は、学習範囲の広い民法については、その基礎的知識を、判例の検討や事例問題の演習を通じて、より実践的なものへブラッシュアップを図る必要があるという理由に基づく。

なお、カリキュラム変更の時期は、2016（平成28）年4月1日であり、対象の学生は、2016（平成28）年4月1日入学者からである。

e 法学部との連携

2015（平成27）年9月10日開催の分科委員会において、勉学の熱意のある優秀な法曹希望者に数多く入学してもらうための取り組みが必ずしも十分ではなく、勉学の熱意のある優秀な法曹希望者により多く入学してもらうための取り組みをさらに強力に推進する必要があることが確認されたが、「1（3）ア（ウ）入学定員充足率の確保」（自己点検・評価報告書19頁～22頁）において述べたように、また、「2-1 1（5）特に力を入れる取り組み」（自己点検・評価報告書62頁）でも述べるように、法学部との連携強化によって学部からの内部進学者増加を図るための諸施策を実施している。

法学部との連携強化の中でも法務研究科が特に重視しているのは、本研究科専任教員が法学部で授業を担当し、法学部の法曹希望者を掘り起こす取り組みである。この取り組みは、平成28年度から開始されたもので、2015（平成27）年度においては、6名の本研究科専任教員が法学部で12科目（大学院法学研究科の3科目及び大学院知的財産研究科の2科目を含む。）の授業を担当するにすぎなかったが、2016（平成28）年度は、10名の本研究科専任教員が法学部で計20科目（大学院法学研究科の4科目及び大学院知的財産研究科の2科目を含む。）の授業を担当し、本研究科専任教員が法学部で担当する授業の数は大幅に増加した。その後、2017（平成29）年度は、10名の本研究科専任教員が計19科目（大学院法学研究科の3科目を含む。）の授業を担当し、2018（平成30）年度は、10名の法務研究科専任教員が22科目（大学院法学研究科の1科目を含む。）の授業を担当している。さらに、2019（令和元）年度は、9名の法務研究科専任教員が18科目（大学院法学研究科の2科目を含む。）の授業を担当し、2020（令和2）年度は、8名の法務研究科専任教員が19科目（大学院法学研究科の2科目を含む。）の授業を担当している⁴¹。

上記の取り組みもあって、法学部から本研究科への入学者数は、2015（平成27）年度は6名、2016（平成28）年度は10名、2017（平成29）年度は11名となって、優秀な学生の入学が増加する傾向を示していたと

⁴¹ 添付資料 A63 「法務研究科教員と法学部・法学研究科教員の兼担予定について」

ころ、2018(平成30)年度の学部からの受験者数は32名(第1期受験者数22名)となり、前年度18名(第1期受験者数13名)よりも15名増加して、法学部現役生の入学者も12名(法学部出身者は17名)となった。さらに、2019(令和元)年度の学部からの受験者数は50名となり、前年32名よりもさらに18名増加し、法学部現役生の入学者は10名(法学部出身者14名)となった。このような状況の下、上記の取り組みにより、今まで以上に、法学部から優秀な法曹希望者が増加すれば、本研究科での専門的かつ手厚い学修指導の結果、様々な分野で活躍する法曹を社会に送り出すことにつながると考えている。

しかしながら、2020(令和2)年度においては、法学部現役生の入学者数は6名(法学部からの受験者数は23名)となり、10名を下回った。このような状況を踏まえ、法学部から優秀な法曹希望者が入学するようこれまでの取り組みをさらに強化する必要がある。本研究科の特長である少人数教育や、教員と学生との距離が近く学修支援体制が整っていること、専門的かつ手厚い学習指導を行っていること、それらの特長をPRし、法学部出身者から様々な分野で活躍する法曹を社会に送り出すことができれば、法学部現役生の入学促進につながる。

さらに、2020(令和2)年3月26日付けで法学部と本研究科との法曹養成連携協定が認定され、これにより、法学部の優秀な法曹希望者の本研究科への入学促進が期待されるが、本研究科への入学を確実にするため、法学部と連携し本研究科のPR活動を強化する。

f 昼夜開講制度の導入に伴う社会人学生に対する効率的で効果的な学修サポートシステムの構築

2015(平成27)年度に導入した昼夜開講制度により、昼間は企業、国・地方公共団体等でフルタイムに就業し、夜間及び土曜日における履修、並びに夜間及び土曜日・日曜日における学習を行う学生が多く在籍することとなっている(在籍学生の約半分)。このため、2015(平成27)年度以降順次、例えば次のような夜間主生の学習環境の整備に努めている(自己点検・評価報告書「1-2 特徴の追求」1(2)イ(9頁~11頁参照))。

○録音・録画した法律基本科目等の授業が聴取可能

(録音は平成27年度～、録画は平成30年度～)

○法律基本科目等のモバイル授業開始(平成30年度～)

○自習室利用時間を、24時まで延長(平成27年10月～)

○夜間開講の選択科目の拡充(平成30年度7科目増設)

○校舎における夜間夏季特別集中講座の開設(平成29年度～)

○昼夜の交換履修制度開始（平成 27 年度導入，平成 29 年 6 月拡充）

○期末試験日程等各種行事の周知の早期化

2017(平成 29) 年司法試験を受験した夜間主生 4 名全員が司法試験短答式試験に合格し，2018 年(平成 30) 年司法試験においては，夜間主生 6 名(2017(平成 29) 年修了生 1 名，2018(平成 30) 年修了生 5 名)が最終合格した。さらに，2019(令和元) 年司法試験においては，社会人学生 6 名(2018(平成 30) 年修了生 1 名，2019(令和元) 年修了生 5 名)が最終合格した。社会人学生に対する学修サポートシステムが大きな効果を挙げているのではないかと考えており，今後夜間主生から多数の合格者が出ることを期待している。

上記のほか，従来から司法試験合格率の向上に向けた様々な取組を行っており，その内容については年度毎に工夫，改善を重ねている。

g 入学前研修の実施

入学予定者を対象として，入学前研修を実施し，入学後の学修が円滑に進むように，法律基本科目についての基本的な考え方を解説する研修を行っている。また，司法試験の実際についての講義（憲法，民法，刑法）や裁判官，検察官，弁護士による職業別講演会，選択科目説明会なども実施している。2017(平成 29) 年度(2018(平成 30) 年度入学者)は 7 日(10 月 1 日，10 月 21 日，11 月 19 日，12 月 16 日，1 月 13 日，2 月 24 日，3 月 10 日)実施した⁴²。2018(平成 30) 年度(2019(令和元) 年度入学者)は 7 日(9 月 29 日，10 月 20 日，11 月 17 日，12 月 15 日，1 月 12 日，2 月 23 日，3 月 9 日)実施した。2019(令和元) 年度(2020(令和 2) 年度入学者)は，9 月 28 日，10 月 19 日，11 月 16 日，12 月 14 日，1 月 11 日，2 月 22 日に実施した⁴³ (3 月 7 日にも実施予定であったが，新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み中止とした。)

h クラス担任制の実施・活動強化

各クラス 2 名のクラス担任制を導入⁴⁴して，学生の学修状況・能力を正確に把握するよう努めている。2018(平成 30) 年度からは，入学者全員に対して 4 月～5 月の間に，クラス担任が面談を行い，各学生の個別事情に即した指導・助言等を行う等，クラス担任制度の積極的活用に取り組ん

⁴² 添付資料 A58 「日本大学大学院法務研究科入学前研修スケジュール（令和 2 年度，令和元年度，平成 30 年度）」

⁴³ 添付資料 A58 「日本大学大学院法務研究科入学前研修スケジュール（令和 2 年度，令和元年度，平成 30 年度）」

⁴⁴ 添付資料 A40 「令和 2 年度クラス担任（副担任）について」

でいる。

i 助教（アカデミック・アドバイザー）による学習相談体制の整備

これは、原則として、毎週6日、3名の助教（2018（平成30）年度まで4人。2019（令和元）年度以降3人。近年優秀な成績で司法試験に合格した者）が交代で学習支援指導室に待機し、学生の相談に応ずるものである。相談内容は、条文や判例等の学習方法、法文書の起案方法、日々の学習や期末試験に対するモチベーションの保ち方などから学生生活一般に関する事柄まで、多岐にわたっている。

j オフィスアワーの設定

専任教員によるオフィスアワーを行うことによって、学生が相談・質問しやすい環境を整え、学生の疑問を即時に解決する体制を構築している。そして、オフィスアワーを通して、学生の学修状況・能力を正確に把握するよう努めている。2017（平成29）年度からは、夜間主生の相談・質問等の利便を考慮し、専任教員については原則としてメールアドレスを学生に公開している上、学修相談をするための時間の調整が難しい学生については、適宜の時間にも相談に応じるようにしている⁴⁵。

k 司法試験受験にかかる指導・助言

司法試験合格率の向上を直接的に目指す課外的活動として、司法試験問題解説会、司法試験答案再現会及び再現答案の提出・添削を行っている。

司法試験問題解説会は、本研究科専任教員による司法試験論文式試験問題（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の解説を毎年6月～7月に実施している。選択科目についても、可能な限り解説会を実施することとしている（2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度は、倒産法、租税法、労働法、国際関係法（私法）の解説を実施。）⁴⁶。

司法試験答案再現会は、司法試験の本番と類似の環境で論文答案を再現する機会を設けるために実施している⁴⁷。本試験を受験しなかった者（在学生等）も参加することができる。

再現答案の提出・添削は、研修生に全科目の再現答案を提出させ、提出された答案を、専任教員を中心に添削をして、原則として夏期休暇前に研修生に返却している。本試験を受験しなかった者の作成した答案も、採点又は添削をして返却している。

⁴⁵ 添付資料 A49 「令和2年度専任教員オフィスアワー一覧」

⁴⁶ 添付資料 A61 「令和元年司法試験論文式試験問題解説会の実施について」

⁴⁷ 添付資料 A60 「令和元年司法試験論文式試験 答案再現会の開催について」

また、これとは別に、学生や研修生が自学自習の際に自主的に作成した答案を持参してきたときには、これについても採点又は添削などをして返却し、支援している。

14-1 合格体験発表会の実施、合格者体験記の作成

在校生及び研修生を対象として、司法試験合格者による合格体験発表会を実施している⁴⁸。2017(平成29)年度は3名の合格者が、「論文強化による司法試験合格」、「諦めない方法について」、「リベンジ合格と敗因分析について」というテーマで発表した(各40分)。2018(平成30)年度は、2名の合格者が、「だれでも書けるコンパクト答案」、「効率よく。手を広げない。」というテーマで発表した(各30分)。2019(令和元)年度は、3名の合格者が、「合格ラインと自己分析」、「絶対合格～C答案のすすめ～」、「落ちないための11月から3月の過去問演習」というテーマで発表した(各30分)。

また、毎年、合格者に依頼し、合格体験記を作成している。合格体験記は司法試験に合格した者が司法試験の受験から合格に至る経緯を実際の体験に基づいて記述するものであり、在學生及び修了生にとって大いに参考になっている⁴⁹。

14-2 m 特別講演会及びフォローアップ講座の実施

他大学の教員を講師として、最新の判例動向等を内容とする特別講演会及びフォローアップ講座を実施している⁵⁰。2017(平成29)年度は、特別講演会を2回実施し(行政法、憲法)、フォローアップ講座を3回実施した(民法、刑法、民事訴訟法)。2018(平成30)年度は、特別講演会を1回(2コマ・憲法)、フォローアップ講座を3回実施した(民法、刑法、刑事訴訟法)。2019(令和元)年度は、特別講演会を1回(2コマ・憲法)実施し、フォローアップ講座を1回(2コマ・民法)実施した(なお、フォローアップ講座については、上記以外に1回(2コマ・刑法)実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、延期とした。)

14-2 n 司法研修所入所前

司法試験に合格した修了生に対して、司法修習に向けて「司法研修所入所前研修」を実施し、司法修習における学習のポイント等の指導を行い、司法試験合格後においてもアフターケアの充実及び強化に努めている。

⁴⁸ 添付資料 A64 「令和元年司法試験合格体験発表会」

⁴⁹ 添付資料 A65 「令和元年度合格体験記」

⁵⁰ 添付資料 A66 「特別講演会」及び「フォローアップ講座」について

o FD委員会における取り組み

FD委員会が主催し原則として全教員が参加するFD研修会では、その時々の教育内容・方法の改善等に係る重要と思われる課題について改善方策を検討しているが、2015（平成27）年度以降、学生の学習到達度向上方策、夜間主生への対応をテーマとして取り上げることが多い。直近の2018（平成30）年度第3回FD研修会（同年10月開催）では、成績評価の厳格化・客観化をテーマとして3名の教員が報告を行い、それに基づき期末試験問題の適切性、相対評価の意義、成績評価と司法試験合格の相関関係等について、充実した議論を行った。第2回FD研修会（同年7月開催）では、夜間主生に対する面談結果を踏まえて2名の教員から学習状況、学習条件、集中講義の必要性等が報告され、個別学生に関する情報の共有を一層進めることとされた。

p 日本大学法曹会の協力

本学出身者で法曹となった者によって構成される校友団体である日本大学法曹会は、毎年4月に新入生歓迎会兼交流会を、6月に受験生慰労・懇親会を開催している⁵¹。前者においては、司法試験の勉強方法等について意見交換がなされており、後者においては、夏季休業に行うべき具体的な勉強内容・方法・計画等に関しても質疑応答等が行われている。両者とも、本学出身の法曹が実際に司法試験勉強を体験した先輩としての立場から助言をしたり、経験を話したりするもので、在学生や修了生にとって貴重な場になっている。なお、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み開催が中止されている。

(ウ) 上記取り組みによりどのような改善がなされ、また、どのような成果が得られたか。

上記の取り組みもあって、司法試験の最終合格率は、2015（平成27）年度に底を打ち、以後回復に転じて2019（令和元）年度の最終合格率は全国平均の司法試験合格率の半分以上を上回った。これにより、「(イ) 上記検討に基づく取り組みの内容、実施状況」で述べた、司法試験合格率の向上に向けて積み重ねてきた種々の努力が一定の成果を上げたと考える。とくに、直近修了者については、2018年3月修了者は、受験者22人のうち5人が最終合格し、最終合格率は22.72%（予備試験合格の資格での最終合格者1人を含めると、受験者23人のうち6人が最終合格し、最終合格率は26.09%）であり、さらに、2018年3月修了者のうち既修者について限定すると、受験者16人のうち5人が最終合格し、最終合格率は31.25%（予備試験合格の資格での最終合格者1人を含めると、受験者17人のうち6人が最終合格

⁵¹ 添付資料 A67 「日本大学法曹会主催 新入生歓迎会兼交流会」

し、最終合格率は35.29%)であったが、2019年3月修了者は、受験者33人のうち8人が最終合格し、最終合格率は24.24%(予備試験合格の資格での最終合格者1人を含めると、受験者34人のうち9人が最終合格し、最終合格率は26.47%)であり、さらに、2019年3月修了者のうち既修者について限定すると、受験者18人のうち7人が最終合格し、最終合格率は38.89%(予備試験合格の資格での最終合格者1人を含めると、受験者19人のうち8人が最終合格し、最終合格率は42.11%)であり、一定の成果を上げたと考えている。

(エ) 上記検討等に対する全教員の参加・取り組み・共有状況はどのようなものか

自己点検・評価委員会は各委員会の委員長を網羅する構成員となっており、学務委員会、FD委員会及び法務研究会は、専任教員全てが構成員となっていることから、法科大学院における教育改善の取り組みについては、事実上全ての教員が活動に参加し、検討の結果、取組方針その他の必要な情報を共有することとなっている。

特に学生ごとの情報の共有については、2018(平成30)年度から新入生全員を対象に教員が個別面談を行い、学習状況、学習環境、指導結果等についての情報を教員全員が共有する仕組みを新たに導入したところである。

(オ) 修了者の進路の把握

学生生活・就職委員会は、①修了生の進路の把握に関する事項及び②学生の進路選択等の相談及び支援に関する事項について、審議答申するとされており⁵²、修了生の進路を把握する取り組みのあり方は、学生生活・就職委員会において検討している。

修了生の進路を把握する取り組みとして、2017(平成29)年11月に、修了生(2012(平成24)年度修了生から2017(平成29)年度修了生)の進路に関する状況調査を実施した。調査の方法は、各修了生にメールを送付し、回答を求めるというものであり、調査内容は、①進路、②就職先、③事務所・会社等の所在地及び連絡先である⁵³。2017(平成29)年11月に実施した状況調査の結果は、本研究科のホームページにおいて公表している。2018(平成30)年度修了生、2019(令和元)年度修了生については、「修了後の進路届⁵⁴」の提出を依頼し、修了後の進路について可能な限り把握することに努めている。

なお、司法試験に合格し司法修習を修了した者は、日本大学法曹会に入会し、会員名簿が作成されているので、司法試験に合格し司法修習を修了

⁵² 添付資料 A5-4「法学部内規集」33頁「大学院法務研究科学生生活・就職委員会内規」第2条

⁵³ 添付資料 A68「『法科大学院修了者の進路に関する状況調査』回答への協力のお願い」

⁵⁴ 添付資料 A69「修了後の進路届」

した者については、就職先・連絡先等は完全に把握されている。

また、学生生活・就職委員会において、在學生で企業への就職等の法曹以外の進路を希望する者も含めて、在學生及び修了生に対して次のような取り組みを行ってきた。

a ベネッセ就職支援講座の実施⁵⁵

2019(令和元)年は、9月19日13:00~16:10に実施。1コマ目:書類対策, 2コマ目:面接対策。

就職活動をしたことがない者を対象とした就職試験講座によって、司法試験受験を断念した者が就職活動のノウハウを獲得することが可能となっている。

b 学習相談会(受験相談及び就職支援相談会)の実施⁵⁶

2019(令和元)年度は、7月20日, 22日, 23日に実施し、参加者は9人(研修生9人)であった。

学習相談会(受験相談及び就職支援相談会)においては、受験を断念した者に対する就職情報の提供も行っている。

c 本学職員採用試験受験についての案内を実施

司法試験受験を断念した修了生のうち、本研究科でのこれまでの学修内容や経験等を活かし、本学職員としての活躍が期待できる者に対して、職員採用試験受験について案内し、司法試験受験を断念した後のフォローを行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

法曹に必要なマインドとスキルを備えた法曹を恒常的に輩出するために、在學生及び修了生(研修生)の学修を支援する様々な取り組みを行っている(「1(3)イ(ア)司法試験合格率」において記載した取り組み)。

(5) その他

ア 大学院事務課における取り組み

本研究科の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、法学部大学院事務課において、以下のようなSD(スタッフ・デベロップメント)等必要な取り組みを行っている。

(ア) 法学部SD研修会として、法学部SD委員会により計画された研修会⁵⁷を実施している。2018(平成30)年度は、職員階層別研修会(階層別

⁵⁵ 添付資料 A70 「ベネッセ就職支援講座」

⁵⁶ 添付資料 A71 「学習相談会について」

⁵⁷ 添付資料 A72 「令和2年度法学部SD研修会等実施について」

グループミーティング)を行い、階層別内で共通認識を持って問題点の検討及び発表を行い業務改善に活かす取り組みを実施した。2019(令和元)年度は、教職員合同でワールド・カフェ方式(気軽な雰囲気の中で、参加者同士が話し合うことができる対話のスタイルの1つの形態。)での研修会を実施し、教員・職員ともに、与えられたテーマについて問題点の検討を行い、教育内容や業務改善に活かす取り組みを実施した。そのほかに、外部講師による講演会を実施している。

(イ) 法科大学院等特別委員会を毎回大学院事務課職員が傍聴し、法科大学院を取り巻く最新の情報を入手し、教職員間で情報を共有している。

(ウ) 他の法科大学院の動向及び報道等による情報を教職員間で共有している。

(エ) 法科大学院協会総会に出席し、他の法科大学院教職員と積極的に情報交換を行っている。

(オ) 大学全体として、職員の階層別及び業務別の研修⁵⁸を実施している。

イ 2020(令和2)年度における授業の実施体制

予想をはるかに超える新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、2020(令和2)年度における本研究科の前学期の授業は、開始時期が5月11日からと大幅に遅くなっただけではなく、教室での対面による授業を断念せざるを得なくなり、さまざまな課題に直面しているため、付言しておきたい。

まず、オンライン授業についてであるが、本研究科は、これまでに述べたとおり、2015(平成27)年度から夜間コースを開設し、2017(平成29)年度からは、ICTを利用したオンラインでの授業参加を認めることとして、2つの教室にICT授業に必要な機材を設置し、各教員に機材の取扱いなどを周知し、その運用を開始するとともに、夜間コースの必修科目についてはビデオ録画も行っていった。そのような環境整備がなされていたため、さらに複数の教室にICT設備を設置するなどして、2020(令和2)年5月11日から開始した前学期開講のすべての授業について、大きな混乱もなくオンライン授業を実施することができた。

もちろん、学生側においてオンライン授業に必要な機材が十分ではない者もいたが、授業開始前に約90名の全学生に対するアンケート実施し、機材などの準備が間に合わない者に対しては、大学からパソコンを貸し出す

⁵⁸ 添付資料 A73「日本大学 SD 関係資料」

などの学修支援を行い、円滑な授業の実施に万全を尽くした。また、オンライン授業実施に伴い、学修環境を整えるための学修環境補助費を一律 3 万円給付した。

しかも、東京都における緊急事態宣言が解除された 2020（令和 2）年 6 月 22 日以降の授業については、オンライン授業を実施しつつ、小人数制のメリット活かして、教室での授業参加を希望する学生については、いわゆる 3 密回避の対策や検温・消毒・入校前の氏名確認などを行いつつ、大学への登校と授業参加を認め、学生の学習意欲を削ぐことがないように努めている。

また、オンライン授業の実施に際して、授業で使用される資料やレジュメを予め TKC（日本大学法科大学院教育研究支援システム）にアップして、学生の予習の便宜を図るだけではなく、大量の資料やレジュメ等を学生が自宅でプリントすることは、実際問題としてかなりの困難を伴うことが明らかであったため、学生が履修登録した全科目で使用される資料やレジュメ等を、進行に応じて本研究科の事務課においてすべてプリントしたうえ、約 90 名の全学生に対して、14 回に分けて郵パックで送付した。事務サイドでは、日頃の事務に加えて、各学生の履修科目や送付先の確認作業はもとより、各科目の資料やレジュメのプリント作業、仕分作業、郵送作業など膨大な手間をかけ、かなりの負担ではあったが、学生の負担を軽減するとともに、できるかぎり充実した学修ができるように配慮した。

さらに、前学期の期末試験については、多くの法科大学院がオンラインによる試験やレポート提出などに変更したが、本研究科では、教員間でさまざまな検討を重ねた上、学生の学修効果を高めつつ、到達状況を適切に確認するためには教室での対面による試験に勝るものはないこと、社会的にも通勤や通学を原因とする感染拡大のリスクは少ないこと、期末試験の性質上、学生同士の会話はほとんどないと思われ、3 密回避の対策や検温・消毒・入校前の氏名確認などを行っていけば、感染のリスクは極めて少ないと考えられることなどを考慮して、教室での対面での期末試験を実施した。

なお、現在の東京都における新型コロナウイルスの感染状況では、9 月の後学期授業の開始までに感染が収束することは難しいのではないかと考えられる。したがって、後学期授業においても、オンライン授業と併行して希望者による教室での授業参加を継続することになるが、オンライン授業の在り方について、各教員はもとより、その準備を担当している事務課においても、一定の経験や工夫が蓄積されたものと考えられるので、FD 委員会などにおいて、実情や工夫などの取りまとめを行う予定である。

2 点検・評価

大学院法務研究科自己点検・評価委員会は、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織として、自己点検・評価を行っている。また、学務委員会、入学試験管理委員会及び学生生活・就職委員会も、それぞれが担当する分野について、自己改革に恒常的に取り組んでいる。そして、各委員会の報告を受けて、分科委員会でも議論がなされ、具体的取り組みが決定されている。それ故、自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好であると考えられる。

本研究科は、修了者の司法試験合格率の現状を踏まえて、法曹に必要なマインドとスキルを備えた法曹を恒常的により多く輩出するために在學生及び修了生（研修生）の学修を支援する様々な取り組み（「イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況」において記載した取り組み）を実施してきた。そして、2019（令和元）年度の司法試験合格率は全国平均の司法試験合格率の半分を上回り、自己改革の取り組みが適切になされていないのではないかと疑いが生じる「当該法科大学院の修了者の司法試験合格率が著しく低い場合」に該当する状況ではなくなった。しかし、修了者の司法試験合格率についてはなお改善の余地があることはたしかであり、上記の取り組みを今後とも継続的かつ強力に実施し、司法試験合格率の向上に努める必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

法曹に必要なマインドとスキルを備えた法曹を恒常的により多く輩出するために、在學生及び修了生（研修生）の学修を支援する様々な取り組みを強化・徹底し継続的に実施する。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

日本大学学則第 110 条⁵⁹により、各研究科に、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する分科委員会が置かれている。そして、日本大学学則第 113 条第 1 項により、分科委員会は、①学生の入学及び課程の修了に関する事、②学位論文の審査及び学位の授与に関する事、及び③前 2 号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとされている。

また、日本大学学則第 113 条第 2 項は、前項第 3 号の事項については、別に定める「学長裁定」によると定めており、「学長裁定」(2015 (平成 27) 年 4 月 1 日)においては、学長が決定を行うに当たり、大学院分科委員会の意見を聴くことが必要な事項は、①教育課程に関する事、②研究科内の教学組織の増設、改廃及び変更に関する事、③教員の教育研究業績審査に関する事、④入学試験の実施に関する事、及び⑤大型プロジェクト研究の申請に関する事であると定められている⁶⁰。

さらに、日本大学学則第 113 条第 3 項により、分科委員会は、第 1 項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができるとされている。上記の「教育研究に関する事項」には、成績評価等の教育活動が含まれる。

(2) 理事会等との関係

学長は、学校法人日本大学寄附行為⁶¹第 17 条第 1 項及び日本大学教育職組織規程⁶²第 2 条第 2 項により、学校法人日本大学の設置する学校の教学に関する事項を統括、日本大学教育職組織規程第 2 条第 3 項により、理事会の承認を得て、本大学の教育、研究及び保育に関する全学的な基本方針を定めるほか、日本大学教育職組織規程第 2 条第 4 項により、本大学の校務について、その権限と責任において裁定を行う。そして、学長は、上記(1)に列挙した事項について決定権限を有するものとされている。

⁵⁹ 添付資料 A5-2 「日本大学学則」 43 頁

⁶⁰ 添付資料 A74 「学長裁定」

⁶¹ 添付資料 A5-1 「日本大学規程集」 1 頁 「学校法人日本大学寄附行為」

⁶² 添付資料 A5-1 「日本大学規程集」 43 頁 「日本大学教育職組織規程」

ただし、本研究科における教育活動に関する重要事項については、これまですべて分科委員会が述べた意見どおりに決定されており、分科委員会の意向が学長によって覆された例はない。

また、学校法人日本大学寄附行為第13条により、本学における意思決定のプロセスとしては、理事会が最終的な意思決定機関であり、教員人事などについても理事会が最終決定権限を有するが、教員人事を含む教育活動に関するすべての重要事項について分科委員会の決定が尊重されており、分科委員会の意向が覆された例はない。

なお、前回の認証評価において、学長が研究科長を兼ねていたことなどをふまえて、「法科大学院を運営する職務に専念することのできる研究科長のもとで取り組みが行われ、……自主性・独立性をもって意思決定がなされるよう、制度的な保障及び組織体制が備わることが必要である。その達成に向け、さらなる改善の余地がある。」(評価報告書 30 頁)とされていたが、学長による研究科長の兼任は、2019(令和元)年5月をもって終了し、以後は、法学部長が兼務している。

これは、次に述べるように、2020(令和2)年4月から新たに5年一貫法曹コースが開設され、本研究科と法学部の教育との円滑な接続が強く求められるようになったことを見据えて、これまでややもするとそれぞれが独立に意思決定を行い、協力・連携関係が必ずしも十分ではないところもあったことを解消して、両者の協力・連携関係を推進するためには、法学部長が本研究科の研究科長を兼ねることが適切であると考えたことによるものである。もちろん、本研究科には、上記のように、専攻主任・専攻副主任のほか、分科委員会・学務委員会・FD委員会などの組織が整備され、それぞれ本研究科の専任教員がその委員長ほかのポストについており、本研究科における意思決定は、研究科長と十分な意思疎通を図った上で、自主的に独立性をもって決定されている。

(3) 他学部との関係

上記のとおり、本研究科の研究科長は法学部長が兼ねているが、そのことによって、本研究科の教育活動に関する重要事項について、他学部、特に法学部などとの関係で、本研究科の意向が実現できなかったことは一切生じていない。

また、5年一貫法曹コースも開設され、本学に限らず、法学部と法科大学院が教育研究のあらゆる面において密接に協力・連携することが求められるようになっており、本学本研究科と法学部との間において、「法曹養成連携協定」が締結され、法学部における法曹コースと本研究科における教育活動との円滑な接続に配慮することが求められている。そして、そのような連携強化を図るために「法曹養成連携協議会」が設置され、協議会を開催し

ているが、これは、主に、法学部 3 年間の早期卒業によって本研究科に入学してくる学生のために、法学部法曹コースのカリキュラムを本研究科での学修にふさわしい学力を修得することができるものとするなどをも目的として実施されているものであって、本研究科の教育活動に関する重要事項に関する意思決定の自律性や独立性などに影響を与えるものではない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

本研究科の教育活動に関する重要事項に関する意思決定の自律性や独立性を確保するためには、本研究科内部における意思決定の手續自体が、関係者に対する十分な情報公開を前提として、客観的で透明性のあるものでなければならない。

本研究科では、専任教員はすべて分科委員会のメンバーであるが、そのほとんどが学務委員会及びFD委員会のメンバーでもあり、分科委員会に先立って開催される両委員会において、必要な説明がなされ、関係する情報を共有した上で、十分な意見交換と協議を行っている。そして、その上で分科委員会においても意見交換を行い、最終的な意思決定をしており、一見すると無駄とも思えるような慎重な手續を経ることによって、疑問点が解消され、意志が統一されて、決定された事項の円滑な実施につながっている。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大によってオンライン会議やメール会議に切り替えられているが、オンライン会議では、口頭説明と資料との関係がわかりにくいなどの問題もあり、メール会議では、添付された資料を開いて読むだけで苦痛になることすら生じる。そこで、本研究科では、オンライン会議やメール会議に際して、事前にただ議案文書と関係資料を送付するだけでなく、予め口頭説明事項の要点を記載した文書も添付して、理解が少しでも容易になるように配慮している。

今後も、どのような方法が効果的で効率的な会議となり、本研究科としての意思決定の自立性・独立性が維持されるよう、工夫を重ねていきたい。

2 点検・評価

教員の採用・選考等の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等、法科大学院の教育活動に関する重要事項が、分科委員会において審議され、学長及び理事会は分科委員会の意見どおりに決定している。本研究科においては、上記のとおり、自律的に意思決定ができる体制の下に運営されており、法科大学院以外の主体が実質的に運営に関与した

り、教育活動を実質的に左右している実態は一切ない。また、法科大学院以外の主体が実質的に運営に関与したり、教育活動を実質的に左右することのないよう、制度的にも確保されており、自主性・独立性に問題はない。(冊子)

3 自己評定
合

法典(1)

管内の機関及び関係機関(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

4 改善計画
特になし。

法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1)

(法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1) 法典(1))

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本研究科において教育活動等に関し開示している情報は、次のとおりである。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ③ 成績評価の基準及び実施状況 (成績評価の基準や判定手続)
- ④ 修了認定の基準及び実施状況 (修了認定の基準や判定手続, 修了者数, 修了率)
- ⑤ 修了者の進路に関する状況 (司法試験合格状況及び修了者の進路)
- ⑥ 志願者及び受験者の数, その他入学者選抜の実施状況に関するもの (入学者選抜の基準・方法, 志願者数, 志願倍率, 受験者数, 合格者数, 入学者数, 配点基準, 適性試験の平均点・最低点)
- ⑦ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑧ 法律基本科目のうち基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する, 法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの (カリキュラム, シラバス, 到達目標, 進級・修了基準)
- ⑨ 教員に関するもの (教員や職員の体制, 担当教員の教育研究業績など)
- ⑩ 授業料等, 法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの (施設や設備環境, 在籍者数, 収容定員, 奨学金制度)
- ⑪ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑫ 自己改革の取り組み (日本大学大学院法務研究科評価報告書 (公益財団法人日弁連法務研究財団, 平成 30 年度法科大学院認証評価), 日本大学大学院法務研究科法務専攻自己点検・評価報告書 (平成 30 年 8 月)。全学自己点検・評価報告書 2018, 全学自己点検・評価報告書 2015, 全学自己点検・評価報告書 2012, 全学自己点検・評価報告書 2009)
- ⑬ その他

(2) 公開の方法

①から⑬までの教育情報は、「日本大学ホームページ」「日本大学大学院法務研究科ホームページ」又は毎年発行される「日本大学法科大学院ガイドブック」において公開されている。

(参考)「日本大学大学院法務研究科ホームページ」の項目⁶³ (2020(令和2)年8月31日現在)

- ア シラバス
- イ 法科大学院認証評価 (日本大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果, 日本大学法科大学院自己点検・評価報告書 (平成30年8月))
- ウ 教育情報 (法学部リンク)
 - (ア) 教育研究上の目的に関する情報 (研究科の教育研究上の目的, 専攻の教育研究上の目的, 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー), 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー), 入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー))
 - (イ) 教育研究上の基本組織に関する情報 (大学院の名称及び紹介, 学科又は課程単位の名称及び紹介)
 - (ウ) 教員組織, 教員数並びに各教員等に関する情報 (教員組織, 教員1人当たりの学生数, 教員数, 教員の年齢構成, 専任教員と非常勤教員の比率, 教員の学位, 専門分野, 研究業績, その他業績等)
 - (エ) 入学者選抜, 学生等に関する情報 (入学定員及び入学者数, 入学試験結果, 収容定員及び在学者数, 入学者推移, 修了者数及び修了率, 退学・除籍者数・中退率, 留年者数, 修了生の進路状況, 司法試験の結果, 司法試験合格者数推移)
 - (オ) 授業科目等に関する情報 (日本大学大学院法務研究科における教育到達目標の基本的考え方, カリキュラム一覧)
 - (カ) 成績評価基準, 卒業 (修了) 要件等に関する情報 (取得可能な学位, 学位授与数, 成績評価, 進級要件, 修了要件)
 - (キ) 校地, 校舎等の施設及び設備その他学生研究環境に関する情報 (自習室, 図書室, 学生ラウンジ, コンピュータ室, 学生食堂)
 - (ク) 学費等に関する情報 (学費, 奨学金制度)
 - (ケ) 学生の支援状況に関する情報 (オフィスアワー)
 - (コ) 教育上の目的に応じ学生が取得すべき知識及び能力に関する情報
 - (サ) その他教育上に関する情報 (事業計画・事業報告書・財務状況等)
- エ 入試情報 (入学試験概要, 進学相談会, 過去の入試問題)
- オ 学生生活・就職 (アカデミック・アドバイザー, 学生相談・健康相談, 各種証明書の発行)
- カ 日本大学法曹会
- キ その他 (学術研究, アクセスマップ, Q&A, お問い合わせ, リンク)

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開情報についての質問や意見等を受け付ける体制については, 大学院

⁶³ 添付資料 A75 「日本大学大学院法務研究科ホームページ」トップページ

事務課が窓口となり、必要に応じて研究科長，専攻主任，関係する委員会委員長と協議の上で，メール，電話，口頭で回答している。また，質問や意見等の内容によっては，分科委員会及び関係する委員会などの審議及び決定を踏まえて，回答している。メールアドレス及び電話番号も明示している。

また，受験生からの問い合わせについては，上記の方法で回答するほか，学内外の入試説明会において対応している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

公開されている教育活動等に関する情報は，法科大学院の社会に対する説明責任の観点及び自己改革や教育等の改善という観点から必要十分なものであり，開示している情報の内容は正確で誤解を与えるおそれのないものであると考えている。また，教育活動等に関する情報は，法科大学院ホームページ等の誰でもアクセスできる方法で開示されている。質問等の受付窓口についても付記されている。それ故，情報公開が，非常に適切に行われていると評価される。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

ホームページ、日本大学法科大学院ガイドブック及び入学試験要項で入学志望者に対し表明した教育活動等の重要事項として、①入学年度のカリキュラムに基づく開設科目及び適格性を有する教員の手当、②社会人が学びやすい履修制度・学修制度、③学修支援体制の整備、④学修環境の整備(自習室の整備等)、⑤奨学金の整備、⑥修了後の支援がある。

(2) 約束の履行状況

①入学年度のカリキュラムに基づく開設科目及び適格性を有する教員の手当について、入学年度のカリキュラムに基づく開設科目はおおむね約束のとおり履行されており、適格性を有する教員の手当もなされている。ただし、極めて限られた数ではあるが、展開・先端科目群において一部の科目が開講されていない。2017(平成29)年においては、「経済法Ⅱ」、「銀行取引法」及び「環境法Ⅱ」が、2018(平成30)年度において、「経済法Ⅱ」、「租税法Ⅱ」、「銀行取引法」及び「環境法Ⅱ」が開講されていないが、それは、これらの科目が2015(平成27)年度以前の入学者に適用されるカリキュラムの科目(2016(平成28)年以降の入学者は履修できない。)であり、開講しても履修者がいないという事情によるものである(なお、上記の科目を履修可能な学生(2015(平成27)年度以前の入学者)には事前に履修を計画している科目を確認している。)。また、適格性を有する教員を確保することができなかつたため開講できなかつた科目がある(2017(平成29)年度1科目、2018(平成30)年度2科目、2019(令和元)年度2科目、2020(令和2)年度1科目)。

②社会人が学びやすい履修制度・学修制度については、「1-2, 1(2)イ 昼夜開講・長期履修学生制度等による社会人教育の効果的な実施」において述べたように、2015(平成27)年度から昼夜開講を実施し、夜間及び土曜日のみの受講で修了要件単位を修得可能とし、長期履修学生制度を併せて導入するなど社会人学生が学びやすい環境を構築している。

③学修支援体制の整備については、「1-2, 1(2)ウ 未修者に対する教育支援体制」において述べたように、基礎重点項目講座の開設等の法学基礎教育支援体制を構築しているほか、「1-3, 1(3)イ(ア) 司

法試験合格率」で述べたように、在学生（及び修了生）に対して、自主ゼミの実施等の学修支援を行っている。さらに、専任教員全員が毎週最低1回（1時間以上）のオフィスアワーを設定し、研究室等において学習方法等に関して学生へのアドバイスをを行う体制を整備している。助教（3人）による学修相談体制（原則毎週6日）、クラス担任制度による相談体制等の学修支援体制を整備している。

④学修環境の整備（自習室の整備等）については、自習室等、学修の上で必要な施設・設備を十分に確保・整備されている。

⑤奨学金の整備については、本研究科独自の奨学金等によって手厚い経済的支援を行っている。

⑥修了後の支援については、「1-2, 1(2)エ 修了生に対するアフターケアの充実・強化」において述べたように、本研究科の修了生を対象として、学修についてのハード面及びソフト面において在学生と同様の手厚い支援を受けることできる研修生登録制度を設けている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

適格性を有する教員を確保することができなかつたため開講できなかった科目がある（2017(平成29)年度1科目, 2018(平成30)年度2科目, 2019(令和元)年度2科目, 2020(令和2)年度1科目）が、展開・先端科目群に属する他の科目（2017(平成29)年度は32科目, 48クラスを開講, 2018(平成30)年度は32科目, 46クラスを開講, 2019(令和元)年度は31科目, 48クラスを開講, 2020(令和2)年度は32科目, 50クラスを開講）を履修することができるため、展開・先端科目の最低必要単位数を修得する点においては大きな問題はないと見ることもできる。その他の点については、現時点において履行に問題のある事項はないと考えている。

(4) 特に力を入れている取り組み

FD活動の一つとして、前学期と後学期に分けて、教員と全在生との意見交換会を実施し、授業、学生生活等について要望や意見を聴取し、結果は、担当教員から「学生との意見交換会アンケート回答表」で報告されている。教員と学生の意見交換会を通して、本研究科が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施しているかどうかを確認し、必要な改善を速やかに行っている。

また、前学期と後学期において、学生を対象とした「自由記述アンケート」を実施し、本研究科全般に関する意見・感想を収集し、FD委員会及び分科委員会において報告している。学生からの意見や要望等については、迅速に対応することとしており、TKCにおいて改善状況を公開している。

1-7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で本法科大学院が行うこととされている事項

本研究科は、2020（令和2）年1月10日、本学法学部との間で「法曹養成連携協定」を締結しており、この協定に基づき、本法曹コースにおいて、本研究科における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、

- ① 本法曹コースの学生に対し、本研究科の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- ② 本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、本研究科の教員を派遣すること
- ③ 法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

について、協力をを行うものとされている（協定6条1項）⁶⁴。

(2) 本法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

ア まず、上記①の本研究科開設科目の履修機会の提供については、本法曹コースの学生が3年生となる2021（令和3）年度から提供を開始することとして（本研究科では、「法学部生の早期履修」と称している。）、2019（令和元）年10月17日の分科委員会において「日本大学大学院法務研究科開講科目における法学部生の早期履修について」の申し合わせを決定し、本法曹コース3年次以上に在籍している学生のうち早期履修にふさわしい学力を有する者に対して、法律基本科目の総合科目（2年次配当科目）及び基礎法学科目並びに隣接科目のうち法務研究科長の指定した科目について、早期履修を認めることとした。

その後、文部科学省において「法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン」が示され、2020（令和2）年6月25日にはその一部が改訂されたので、本研究科においても早期履修の運用について見直しを行い、関係の委員会等の検討・審議を経た上、2020（令和2）年7月15日の分科委員会において、早期履修を認める科目につき、その範囲を明確にするため、「法律基本科目の総合科目（2年次配当科目）」としていた部分を、「法律基本科目（3年次配当科目を除く）」と改めることが決定された。

⁶⁴ 添付資料A32「法曹養成連携協定書の写し及び当該協定に係る関連資料」4頁

イ 上記②の本研究科教員の派遣については、本研究科専任教員が本法曹5年一貫コースの授業科目の一部を担当しており、本法曹コースと本研究科とにおける教育の円滑な接続に配慮している⁶⁵。今後も、継続的に見直して、より一層の円滑な接続を実現していく予定である。

ウ 上記③の教育の改善・充実のための共同活動については、本研究科と本学法学部との間で「法曹養成連携協議会」を立ち上げた。これは、これまで連携協定を締結するために開催されていたワーキング・チームを基盤として組織されたものであって、そのメンバーは、法学部長兼大学院法務研究科長を議長として、本研究科から専攻主任など5名、法学部から法曹コース委員会委員長など6名、双方の事務局から計7名、合計18名である。

そして、2020（令和2）年7月30日には、オンライン会議でその第1回協議会を開催し、上記アの早期履修に関する申し合わせの改定を説明したほか、2021（令和3）年4月から実施予定の本研究科におけるカリキュラムの改定などについて説明し、質疑を行って、本法曹コースと本研究科とにおける教育の円滑な接続について協議した。

（3）実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

上記のとおり、5年一貫コースにおける教育の円滑な接続が実現するよう、着実に準備を進めており、実施に着手しているが、今後さらに、早期履修を希望する本法曹コースの学生に対する十分な情報の提供や、早期履修における学生の負担を軽減するための方策などについて、上記の法曹養成連携協議会などにおいて引き続き検討し、実施して、推進していく予定である。

（4）特に力を入れている取り組み

5年一貫法曹コースにおいて教育の円滑な接続を実現し、所期の効果を上げるためには、本法曹コースを開設している法学部の関係委員会・関係科目の担当者等と、本研究科の関係委員会・関係科目の担当者等との意思疎通が十分に行われることが必要である。幸いにも、上記のとおり、連携協定を締結するためのワーキング・チームにおいて、メンバー相互間の意思疎通も円滑に行われて、相互の人的な信頼関係も形成されてきたので、引き続き、法曹養成連携協議会の場を活用して、本研究科と本法曹コースとの協力関係を発展させることに力を注ぎたい。

⁶⁵ 添付資料 A63 「法務研究科教員と法学部・法学研究科教員の兼任予定について」

(5) その他

本研究科では、現在、本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結しているが、「日本法律学校」をルーツとし、広く法律を学ぼうとする者に対して門戸を開放してきた歴史をふまえて、法科大学院を開設していない他大学の法学部との間でも法曹養成連携協定を締結して、そのような他大学の法学部の学生をも受け入れることを検討中である。しかし、2020（令和2）年2月以降の新型コロナウイルスによる感染拡大により、どの大学においてもオンライン授業等の準備やその円滑な実施に手一杯となっているのが実情であるため、具体的な検討は進行していない。

今後、状況の推移を見極めながら、他大学法学部との間でも法曹養成連携協定を締結するための検討や準備作業等を行っていききたい。

2 点検・評価

法曹養成連携協定において本研究科が行うこととされている事項は、概ね実施されていると考える。また、本研究科における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に協議を行うために法曹養成連携協議会が設置されており、円滑に運営されていて、法学部との連携体制も整っている。したがって、法曹養成連携協定の実施状況に問題はないと考えている。

3 自己評定

合

4 改善計画

上記の現在実施しているところをさらに発展させ、今後、必要に応じて改善計画を策定し、対処していく。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

ア アドミッション・ポリシーの公開

アドミッション・ポリシーを次のように明確に規定し、入学試験要項、ガイドブック、ホームページ等に掲載し、公開している。

(ア) 2018年（平成30年）入学者選抜以前

「日本法律学校を前身とする日本大学の歴史は、人間尊重の理念に貫かれ、いつの時代においても、社会の中で苦しみ、困っている人に手を差し伸べる弱者保護の姿勢を堅持してきました。それは「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力」を法曹の資質として求める司法制度改革の趣旨並びに法科大学院の理念に合致するものがあります。

選抜にあたっては、①個と集団への観察力と洞察力を備えているか、②法律学以外の素養にも支えられ、広い視野で思考する力があるか、③相手を論理的に説得する能力を持っているか、等の観点が重視されます。専門的知識への相当の精通、あるいは知識を吸収していく上での理解力はもとより、他者の立場に立って物事を判断する柔軟性、とりわけ、将来の法曹を担うにふさわしい人間性と高潔な使命感が吟味されます。」

(イ) 2019年(平成31年)入学者選抜以降

2019年(平成31年)度及び2020年(令和2年)度入学試験の試験内容及び評価基準について、上記アドミッション・ポリシーに加え、受験予定者に入学試験要項等で公開している⁶⁶。

「入学者選抜にあたっては、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な角度から総合的に評価します。

① 法学既修者論文式試験

憲法・民法・刑法の科目について、事例を用いた問題などに対する解答を文章で論述する論文式試験を行います。法学既修者として要求される基礎的な知識、理解及び法的思考力を十分に備えているかを評価します。

② 法学未修者小論文試験

課題文を読み、理解し、分析する能力、法律学以外の素養により広い視野で思考する能力、考えたところを的確に表現することができる文章能力、相手を論理的に説得する能力などを総合的に評価します。

③ 面接

面接担当者との質疑応答から、他者とのコミュニケーション能力、広い視野に立った柔軟な思考力、相手を論理的に説得する能力の素質があるかなどを評価します。特に社会人経験者については、その経験が法曹を目指す意欲、法曹になってからの活躍へどのようにつながっているのかも評価します。

④ 書面審査

志望理由書を中心に学部成績、その他の任意提出書類等を加味して、本研究科が育成を目指す将来の法曹を担うにふさわしい人間性と高潔な使命感があるか、本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの要素、「自ら学び、自ら考え、自ら道をひらく」能力を身につけられる素質があるかなどを評価します。」

イ アドミッション・ポリシーと、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係

上記のアドミッション・ポリシーは、以下のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに示す本研究科における教育の基本方針を踏まえたものである。

「ディプロマ・ポリシー

⁶⁶添付資料 A76「2020年度日本大学法科大学院入学試験要項」2頁、添付資料 A77「2019年度日本大学法科大学院入学試験要項」2頁

本法務研究科は、「人間尊重」を基本理念に掲げ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養の涵養のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成を教育目標としています。学位授与に際してもこれらのことを重視し、本法務研究科の定める基本理念及び教育目標に則って設定した所定のカリキュラムを修了することを学位授与の要件としています。」

「カリキュラム・ポリシー

本法務研究科は、法曹に必要な学識及び能力を培う理論的かつ実践的な教育を内容とし、事例研究又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業を行うこととしています。

まず、高い倫理観、強い正義感に裏付けされた豊かな人間性を有し、健全な社会常識を備えるとともに、深い知識と柔軟な思考によって適切に紛争解決を図ることのできる法曹を養成するために、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を、体系的かつバランス良く履修できるよう構成しています。

また、現代のさまざまな社会的要求に応え得る専門性の高い法曹への道を開くため、総合大学の長所を生かして、多彩な基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を開講しています。」

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 選抜基準

(ア) 募集内容

本研究科では、法学既修者（履修期間2年ただし長期履修の場合3年）と、法学未修者（履修期間3年ただし長期履修の場合4年）の2コースについて募集を行っている。

それぞれの募集定員は、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度までは、法学既修者35名、法学未修者25名であったが、2020(令和2)年度からは、入学を希望する学生の数を考慮して、法学既修者40名、法学未修者20名に改めた。

法学既修者入学試験と法学未修者入学試験を併願することができるが、2017(平成29)年度からは法学既修者入学試験に合格した者は法学未修者試験の成績にかかわらず法学既修者のみを合格としている⁶⁷。

(イ) 公募による公正な選抜の実施

⁶⁷ 添付資料 A78 「2017 年度日本大学法科大学院入学試験要項」 7 頁

入学者選抜においては、公正な選抜を行う観点から公募による選抜のみを行っている。すなわち、本研究科の教育にふさわしい者であるかどうか、法曹となるにふさわしい資格を有するかどうかを、論文式試験、面接評価及び書面審査の総合得点の順位により判断し決定しており、日本大学出身者等であることを理由とした特別の取り扱いは一切行っていない。

入学試験は、次表のとおり、法学既修者、法学未修者ともに第1期、第2期、第3期の3回に募集定員を分けて行われている。

		第1期	第2期	第3期	合計
2016(平成28)～	法学既修者	20名	10名	5名	35名
2019(平成31)年度	法学未修者	15名	5名	5名	25名
2020(令和2)年度～	法学既修者	25名	10名	5名	40名
	法学未修者	10名	5名	5名	20名

なお、2015(平成27)年度入学者から、昼夜開講・長期履修学生制度を導入している。昼夜開講とは、平日夜間及び土曜日昼間に開講する時間を設けることにより、平日昼間に就業する社会人等が特段の無理をせず本研究科の課程を修了することを可能とするものである(日本大学学則第117条の2第2項⁶⁸)。また、長期履修学生制度とは、職務上の事情、育児・介護等の事情により、標準年数を超えて計画的に教育課程を履修し修了する制度である(日本大学学則第105条第12項⁶⁹)。

しかし、入学者の選抜においては、昼夜の別、標準履修と長期履修の別による区別は一切行っていない。

イ 法科大学院全国統一適性試験との関係

(ア) 2018(平成30)年度入学試験までは、法科大学院全国統一適性試験の得点によって法学既修者及び法学未修者共通の最低基準点を設定し、これに達しない者は出願できないこととして、総合得点の度数分布に基づき年度毎に最低基準点を設定し、6月頃にホームページで公表していた。

(イ) 2019(平成31)年度入学試験以降は、法科大学院全国統一適性試験の受験が任意とされたことに伴い、出願に際して上記試験の得点による最低基準点は設定しないことに改め、現在は上記試験の得点は出願の

⁶⁸ 添付資料 A5-2 「日本大学学則」 48 頁

⁶⁹ 添付資料 A5-2 「日本大学学則」 36 頁

要件とされていない。なお、2018（平成 30）年度以降の法科大学院全国統一適性試験は実施されていない。

ウ 試験問題の作成と評価

法学未修者小論文試験問題及び法学既修者論文式試験問題の作成は、科目ごとに2名の本研究科専任教員が協議して行うとともに、専攻主任、専攻副主任及び問題作成担当全教員からなる入学試験問題編集委員会において、複数回（例年5～6回程度）に渡り問題の的確性について検討・確認している。

また、採点は、それぞれ2名の出題教員が事前に共通の採点基準を設けこの基準に従った採点を実施するとともに、両者の間で40点以上の差がある場合はその是非について協議して最終的な評価結果を提出することはあり、評価の客観性、公平性は十分に確保されている。

エ 面接試験

面接試験については、面接の留意点、実施方法・1人当たりの面接時間、質問方法（必須質問・任意質問等）、評価の基準等を面接実施要項⁷⁰に記載し、面接担当者（教員2人1組）を集めた事前説明会を開催して周知徹底を図っている。事後的にも、評価結果の根拠を入学試験管理委員会委員長等が詳細に聴取し、評価の統一性を確保している。

オ 入学試験の実施

（ア）法学既修者

a 2016（平成 28）年度～2018（平成 30）年度
憲法（100点）、民法（100点）、刑法（100点）、面接（100点）、適性試験（100点）の総合得点（合計500点）の上位者から選抜を行った。憲法、民法、刑法については、最低基準点60点とし、入学試験要項に明記している。

面接の結果は、法学既修者100点満点で、基準に従い6段階に分けて評価し、担当者2名の合計点が40点未満の場合は、他の科目の評価にかかわらず不合格となる。各面接者の評価が20点未満の場合には、採点表にその理由を記載させ、面接試験における評価の客観性、公平性を確保するようにしていた。

b 2019（平成 31）年度及び2020（令和 2）年度
憲法（100点）、民法（100点）、刑法（100点）、面接（150点）、

⁷⁰ 添付資料 A10「令和3年度入学試験（第1期）面接実施要項」（2020（令和2）年7月4日開催入学試験管理委員会決定）

書面審査（50点）の総合得点（合計500点）の上位者から選抜を行った。これは、上記のとおり、2019（平成31）年度入学試験以降は法科大学院全国統一適性試験の受験が任意とされたことに伴い、その得点は出願の要件としないことになったため、出願に際してA4版1枚程度の法律家への志望動機などを記載した文書を提出させ、本研究科の2名の専任教員が50点満点で採点するとともに、面接の点数配分を100点から150点として、将来法曹となった場合のコミュニケーション能力やプレゼン能力などを重視することとしたものである。

書面審査については、採点者1人25点、2人合計50点満点とし、評価基準に基づき4段階に分けて評価する。具体的には、志望理由書を中心に学部成績、任意提出書類等を加味して、本研究科が育成を目指す将来の法曹を担うにふさわしい人間性と高潔な使命感があるか、本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの要素、「自ら学び、自ら考え、自ら道をひらく」能力を身につけられる素質があるかなどを評価することとしている⁷¹。

面接試験においては、事前に面接担当者（2人1組）への説明会を開催して、面接の趣旨（将来法曹となった場合のコミュニケーション能力やプレゼン能力などを重視すること）、面接実施要項に記載した面接の留意点、実施方法・1人当たりの面接時間（従前15分であったが、2019（平成31）年度入学試験からは20分に増加）、質問方法（必須質問・任意質問等）、点数（100点から150点に増加）等を周知徹底する。事後的にも、入学試験管理委員会委員長等が評価結果の根拠を詳細に聴取する。面接は150点満点（採点者1人75点の2人合計）とし、評価基準に基づき6段階に分けて評価する。合計点が100点未満の場合は、他の科目の評価に関わらず不合格となるが、各面接者の評価が50点未満の場合には、採点表にその理由を記載させている。これらのことにより、面接試験における評価の客観性公平性は確保される⁷²。

なお、最低基準点は、憲法、刑法、民法については60点、2020（令和2）年度から50点に変更した。面接については100点とし、これらを入学試験要項に明記している。

（イ）法学未修者入学試験

a 2016（平成28）年度～2018（平成30）年度

⁷¹添付資料A7「2021年度日本大学法科大学院入学試験要項」1頁、2頁、11頁

⁷²添付資料A10「令和3年度入学試験（第1期）面接実施要項」（2020（令和2）年7月4日開催入学試験管理委員会決定）

2016（平成 28）年度～2018（平成 30）年度入学試験において、小論文（200 点）、面接（50 点）、適性試験（100 点）の総合得点（350 点）の上位者から選抜を行った。小論文試験については、試験日に小論文試験を受験する方式と、全国統一適性試験第 4 部表現力を測る問題への答案を提出する方式のいずれかを選択することができるものとしていた。この小論文試験の最低基準点は、2016（平成 28）年度入学試験では 60 点としていたが、2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度入学試験では 100 点とし、その旨を入学試験要項で公表した。

また、法学未修者の選抜では、全国統一適性試験の受験を前提としていたため、小論文の出題、答案の評価において、法律知識の有無・多寡等はまったく考慮要素としないこととし、入学試験問題編集委員会でも確認している。また面接試験においても、法律知識の有無・多寡等にかかわる質問は行わないこと、評価の対象としないことを面接担当者への事前説明会で周知徹底していた。

なお、面接の結果は、法学未修者 50 点満点で、基準に従い 6 段階に分けて評価し、担当者 2 名の平均点が 20 点未満の場合は、他の科目の評価にかかわらず不合格となる。各面接者の評価が 10 点未満の場合には、採点表にその理由を記載させ、面接試験における評価の客観性、公平性を確保するようにしていた。

b 2019（平成 31）年度及び 2020（令和 2）年度

2019（平成 31）年度入学試験及び 2020（令和 2）年度入学試験においては、小論文試験 300 点、面接 150 点、書面審査 50 点の合計 500 点により、総合得点の上位者から選抜を行った。最低基準点は、小論文試験 150 点、面接 100 点としている。

上記のとおり、2019（平成 31）年度入学試験以降は法科大学院全国統一適性試験の受験が任意とされたことに伴い、その得点は出願の要件としないことにしたため、出願に際して A4 版 1 枚程度の法律家への志望動機などを記載した文書を提出させ、本研究科の 2 名の専任教員が 50 点満点で採点するとともに、面接の点数配分を 50 点から 150 点として、将来法曹となった場合のコミュニケーション能力やプレゼン能力などを重視することとしたものである。

法学未修者の小論文の出題、答案の評価において、法律知識の有無・多寡等は考慮要素としていないが、全国統一適性試験の受験が任意とされ、出願の要件ではなくなり、小論文試験において、受験者が入学後に法律科目を学ぶのにふさわしい基本的な知識やセンスや読解力などを有していることをも判断することが必要となっているが、法律知識の有無・多寡等に左右されずに、上記の読解力などを計るために適

切な出題はどのようなものかは難しい問題である。今後、さらに検討を重ねていきたい。

また、面接試験の実施方法等は基本的には上記のところと同様であるが、将来法曹となった場合のコミュニケーション能力やプレゼン能力などを重視しつつ、面接試験においても、法律知識の有無・多寡等にかかわる質問は行わず、評価の対象としないことを面接実施要項に明記した上、面接担当者への事前説明会でも説明して周知徹底を図っている。

なお、最低基準点は、小論文については合計 150 点、面接については 100 点とし、これらを入学試験要項に明記している。各面接者の評価が 50 点未満の場合には、採点表にその理由を記載させ、面接試験における評価の客観性、公平性を確保することは、従前と同様である。

カ 合否判定

入学試験の合否判定は、入学試験管理委員会での協議を経て、分科委員会で審議されている。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

上述の入学者選抜の方針、選抜基準、選抜手続等については、例年、入学試験要項、ガイドブック、ホームページにより、受験生の検討に必要な期間を勘案してできるだけ早期に公表している。試験問題については、ホームページで入学試験概要の掲載と同時に前年度の既修者入学試験の論文式試験問題を掲載している（過去 3 年分を掲載）。法学未修者入学試験の小論文試験問題については、前年度の問題を大学院事務課及び進学説明会において閲覧可能としている。

ちなみに、2021(令和 3)年度入学試験の第 1 期入学試験の願書締め切りは 9 月 2 日であるが、上述の入学者選抜の方針、選抜基準、選抜手続については、次のように入学試験要項、ガイドブック、ホームページにより、受験生の検討に必要な期間を勘案してできるだけ早期に公表周知している。同時にホームページ等により、入学試験及び既修者単位認定試験について、試験問題、出題の趣旨、採点基準等を明らかにすることとしている⁷³。

* 2021(令和 3)年度入学試験要項、ガイドブック 2021

2020(令和 2)年 7 月 16 日から配布開始

* ホームページへの掲載

2020(令和 2)年 6 月 26 日 2021(令和 3)年度入学試験概要

⁷³ 添付資料 A79「令和 3 年度入学試験等における基準等の公開に関する件」(令和 2 年 4 月 9 日開催入学試験管理委員会決定)

2020（令和2）年7月13日 ガイドブック 2021

2020（令和2）年8月7日 令和2年度法学既修者論文式試験問題

2020（令和2）年8月7日 令和2年度法学未修者小論文試験問題

* 大学院事務課及び進学説明会での供覧

2020（令和2）年8月7日 令和2年度法学未修者小論文試験問題

* 今後の公表予定

・ 令和2年度法学既修者論文式試験出題趣旨，令和2年度法学既修者認定試験（会社法，民事訴訟法，刑事訴訟法）の問題，出題趣旨，認定結果，令和2年度法学未修者小論文試験出題趣旨をホームページに掲載

・ 2021（令和3）年度第3期入学試験合格発表後に，法学既修者及び法学未修者の論文式試験問題，出題趣旨及び採点基準をホームページに掲載

・ 2021（令和3）年度法学既修者認定試験（会社法，民事訴訟法，刑事訴訟法）実施後に，上記認定試験の試験問題，出題趣旨，採点基準及び認定結果をホームページに掲載

(4) 選抜の理念と実施

ア 法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者の選抜

本研究科における入学者の選抜は，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに示された教育の基本方針を踏まえたアドミッション・ポリシーに基づいて行われている。すなわち，①豊かな人間性，②法曹としての責任感・倫理観，③法曹に共通に必要な専門的資質・能力，④専門的な法知識，⑤専門的な法知識を批判的に検討し，また発展させていく創造的な思考力，⑥事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力，及び⑦先端的な法領域についての基本的な理解を十分身に付けうる者の選抜を行うことを目指している。これらの本研究科が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容である7項目は，日弁連法務研究財団が示している「2つのマインドと7つのスキル」と実質的に同一であると理解することができる。

この入学者選抜の方針・目標は，書面審査，論文審査，面接における評価基準として明確に規定され，また担当教員に周知されており，公正・公平に選抜手続を実施していく中で，その達成に向けた最大限の努力が行われている。

イ 選抜の実施状況

いずれの年度においても，論文式試験，小論文試験，適性試験結果について最低基準点を設け，また面接において法曹にふさわしい人物であ

るかどうかを評価するなど、定められた選抜基準・選抜手続に従い、法曹を目指した教育を行う本研究科への入学を認めることが相当であるかどうかという観点に立って、厳格かつ客観的に選抜を実施している。その結果は次表のとおりである。

ちなみに、2014(平成26)年度入学試験から入学定員を80名から60名に削減したほか、2015(平成27)年度から、法学部と連携して本学法学部からの進学を促進するための諸施策を実施するとともに、社会人が法科大学院教育を履修する機会を拡大する観点から昼夜開講・長期履修学生制度を導入した。

このような改善努力の結果、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度においては2倍を超える競争倍率となっており、2020(令和2)年度においても、全国的に法科大学院の志望者が減少しているにもかかわらず、ほぼ2倍程度の競争倍率を維持している。

	受験者数	合格者数	競争倍率
2016(平成28)年度	142人	71人	2.00倍
2017(平成29)年度	120人	58人	2.07倍
2018(平成30)年度	112人	55人	2.04倍
2019(令和元)年度	182人	76人	2.39倍
2020(令和2)年度	134人	69人	1.94倍

ウ 厳格評価の徹底

2018(平成30)年10月に実施された認証評価では、本研究科における法学既修者選抜入学試験において、最低基準点をクリアできずに不合格となった受験者がいない科目や極めて少ない科目があったことから、最低基準点をより有効に機能させるための改善を行う必要があるとの指摘を受けていた。

そこで、この点を改善するため、入学試験管理委員会の席上、口頭で、筆記試験を実施する憲法・民法・刑法における成績評価をこれまで以上に厳格なものとするを申し合わせた上、2019(平成31)年度既修者入学試験の採点に際して、各科目における最低基準点(60点)に到達しているかどうかの判定を厳格なものとした。その結果、2019(平成31)年度既修者選抜入学試験で論文試験が実施された憲法・民法・刑法においては、各科目の最低基準点とされた60点をクリアできずに不合格となった受験者は、憲法19名、民法20名、刑法29名となった。

また、最低基準点の設定点数自体がやや高すぎて適切ではないのではないかとのコメントも受けたので、入学試験管理委員会及び分科委員会において、最低基準点が法学既修者として2年次配当科目から学修する

にふさわしい最低限の学力を有するかどうかを判定する機能を担うものであることを再確認した上、最低基準点制度をさらに実効性のあるものとするため、2020（令和2）年度以降の既修者選抜入学試験の論文試験における憲法・民法・刑法の各科目の最低基準点を見直して、それまでの60点から50点に改めた上、採点の際により一層の厳格な成績評価を実施することが決定された。これに伴い、2020（令和2）年度既修者選抜入学試験では、憲法8名、民法18名、刑法12名の受験者が50点をクリアできずに不合格となった。

以上のとおり、本研究科における入学者選抜試験は従前から公平かつ公正に行うことを前提に実施されていたが、前回評価における上記の指摘を真摯に受け止め、受験者が各科目における最低基準点に到達しているかどうかの判定を、より一層厳格なものとしただけでなく、その最低基準点についても、法学既修者として学修するにふさわしい最低限度の学力を有するかどうかを判定するという機能を十分に果たすことができるよう、必要な改善も図ってきた。

なお、入学者選抜の公正性・公平性に疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレームなど）は、これまで生じていない。

（5）特に力を入れている取り組み

ア 社会人学生に対する効率的で効果的な学修サポートシステムの構築
2015（平成27）年度から、社会人が仕事をしながら夜間・土曜日の履修のみで法科大学院を修了できる昼夜開講・長期履修学生制度を導入したが、受験生等に対する周知が十分でなく、当該年度の夜間履修を希望する社会人等受験生は多くなかった。
このため、順次自習室開室時間の24時までの延長、夜間開講科目の拡充、必修科目の録音提供等夜間履修学生の学修環境整備を進めるとともに、昼夜開講・長期履修学生制度の趣旨内容について、広報活動、進学相談会等により周知を図った結果、2016（平成28）年度以降多くの夜間履修希望者が受験し入学している。また、昼夜開講においては、原則として昼間及び夜間に同一の科目を開講し、学生は希望によって昼間又は夜間の科目について履修登録できることに大きな特色がある。仕事の都合等により履修登録した時間と異なる時間の授業を受けることも認めている。このことにより、フレックスタイム制等多様な就業形態に応じた履修が可能となっており、学生からも評価する声が多く、現にこのような仕組みの利用実績が相当数ある。さらに2018（平成30）年度からは、仕事等の関係で出席できない場合にモバイル方式によるオンライン授業に参加できるようにするとともに⁷⁴、後日録画を視聴できるようにしている⁷⁵。

⁷⁴ 添付資料 A46 「ICTを利用した遠隔・双方向授業の受講方法について」

夜間・土曜日のみの履修による法科大学院修了については、社会人を中心にさらなる潜在的需要があるものと考えられ、また、多様な社会経験を有する者が法曹として活躍することは司法制度改革の趣旨にもかなうことから、引き続き広報活動、進学説明会の開催等に注力し、より多くの社会人等に受験の機会を提供できるよう努力していく。

イ 法学部と一体になり法曹希望者を掘り起こす取組

これまでも、法曹に対する関心を高め、本学法学部等からの優秀な法曹希望者を確保するため、次のような取り組みを行っている。

- (ア) 法学部の法職課程（現：法曹コース）において、本研究科の元裁判官等実務家教員が民事手続法、刑事手続法、要件事実論等の専門性の高い内容の授業を担当する。
- (イ) 法学部の法律討論会において、本研究科の教員が出題・解説を担当する。
- (ウ) 本研究科の実務家教員が、本学付属高校等において法曹の役割・仕事等について説明する講演を行う。
- (エ) 出願資格における飛び入学制度、早期卒業制度を導入している。

ウ 飛び入学・早期卒業制度

2015(平成27)年度入学試験から、法学既修者及び法学未修者のいずれについても、飛び入学制度を利用した出願資格を認めている（日本大学学則第116条第2項⁷⁵⁾。2021(令和3)年度入学試験要項(6頁「7出願資格①」の欄)では、その条件を、大学在学期間が3年間に達すること、大学での習得単位が90単位以上修得見込みであること、全単位の60%以上が100点満点で80点以上の評価を受けていることと具体的に示している。2017(平成29)年度入学試験において出願者1名、入学者1名の実績がある。

また、法科大学院開設当初から、法学既修者及び法学未修者のいずれについても、早期卒業制度を利用した出願資格を認めている。2021(令和3)年度入学試験要項(6頁「7出願資格①」の欄)においては、早期卒業者にも出願資格があることを明記している。ただし、2020(令和2)年度まで出願実績はない。

エ 社会人及び本学法学部出身者の受験、入学の増加

前述ア及びイの取り組みの効果は、次のように数字に表れている。

⁷⁵⁾ 添付資料 A47 「ICTを利用した講義録画データに関する利用取扱」

⁷⁶⁾ 添付資料 A5-2 「日本大学学則」44頁

		受験者数(人)	入学者数(人)
2016 (平成 28)年度	全体	142	42
	うち夜間履修者	76	22
	うち本学法学部出身者	26	10
2017 (平成 29)年度	全体	120	38
	うち夜間履修者	62	26
	うち本学法学部出身者	31	11
2018 (平成 30)年度	全体	112	31
	うち夜間履修者	32	13
	うち本学法学部出身者	53	17
2019 (平成 31)年度	全体	181	41
	うち夜間履修者	78	22
	うち本学法学部出身者	60	14
2020 (令和 2)年度	全体	133	38
	うち夜間履修者	82	27
	うち本学法学部出身者	29	7

なお、2018(平成 30)年度の文部科学省法科大学院公的支援見直し・強化加算プログラムの審査において、本研究科の「社会人学生に対する効率的で効果的な学修サポートシステムの構築」「法学部と一体になり法曹希望者を掘り起こす取組」が優れた取組であるとして評価されている。

オ 法曹 5 年一貫コース

本学では、2020(令和 2)年度から新たに法曹一貫コース(法学部 3 年 + 法科大学院 2 年)が開始しているので、新型コロナウイルスの感染拡大による厳しい状況下ではあるが、2020(令和 2)年 4 月には法学部と本研究科との間で「法曹養成連携協議会」を正式に発足させ、7 月 30 日には法学部と本研究科の担当者 19 名がオンラインで参加して第 1 回法曹養成連携協議会を開催し、本研究科におけるカリキュラムの改訂・整備状況の説明や上記法曹コースに在籍する法学部 3 年生が 2021(令和 3)年度に履修することが可能となる本研究科の開講科目などについての意見交換等も実施され、法学部と一体となった取組が行われている。

カ 入学者選抜基準等の公開の徹底等

法科大学院基準の改定による全国統一適性試験が受験の要件ではなくなった後も、受験生の適性を的確かつ客観的に判定することを求める法科大学院未修者等選抜ガイドラインの策定(2017(平成 29)年 2 月 13 日法科大学院特別委員会)を踏まえて、2019(平成 31)年度入学試験におい

ては、以下のとおり、入学者選抜の公平かつ公正の徹底を図るための制度及び運営の改正を行い、いずれも、入学試験要項、ガイドブック、ホームページに公開し、周知を図っている。

- (ア) 書面審査を導入し（詳細は自己点検・評価報告書「2-1 入学者選抜」1（2）オ（ア）b（56頁）、（イ）b（58頁）のとおり）、面接試験における面接時間・面接評価割合を増加させた
- (イ) 法学既修者論文式試験、法学未修者小論文試験、面接、書面審査のそれぞれについて、二段階の評価基準を策定した
- (ウ) 法学既修者論文式問題及び法学未修者小論文問題の公開とあわせて、出題の趣旨、採点基準を新たに公開
- (エ) 法学既修者論文式問題及び法学未修者小論文問題の問題文中で、新たに小問毎に配点を明示

- (6) その他
特になし。

2 点検・評価

日本大学法科大学院では、法実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会的常識を備えた法曹の養成社会で高い能力を発揮できる法曹の養成、すなわち、事案について法的視点からの分析力と論理的思考力、社会常識に整合するバランス感覚を備えた判断力を備えた法曹の養成を目指している。

アドミッション・ポリシーで明示されている3つの入学試験選抜基準、

- ①個と集団への観察力と洞察力を備えているか、
- ②法律学以外の素養にも支えられ、広い視野で思考する力があるか、
- ③相手を論理的に説得する能力を持っているか

は、この教育方針に適合したものである。

本研究科が定める入学者選抜基準・手続は、志願者の出身校、経歴、専門領域に拘わらない公平かつ公正なものとなっており、アドミッション・ポリシーで定める学生受入方針に適合しているだけでなく、法曹に必要とされるマインドとスキルを十分に身に付け得る者を選抜できるものである。

前回指摘を受けた法学既修者試験における評価の厳正さについては、自己点検・評価報告書「2-1 入学者選抜」1（4）ウ（61頁）のとおり、改善に努めており、一定の成果が現われている。

また、法学未修者に対する教育支援体制の充実による学修効果の向上を図ることが大きな課題となっているが、そのためには、未修者入学試験合格者において、入学後の法学学修に必要な基本的な知識やセンスや読解力や論理的思考力などを有していることが必要不可欠である。ところが、全国統

一適性試験が実施されないこともあって、受験者が上記の読解力や論理的思考力などを有しているかどうかを判別する有効な手段がなくなったことは否定できない。しかし、それだからといって、法学未修者の選抜において、スタートレイトに一定の法律知識を前提とする出題や発問等をするのは、法学未修者の法科大学院への入学を困難なものとしかねない。そこで、小論文の出題、答案の評価はもとより、面接においても、法律知識の有無・多寡等は考慮要素とはしないものの、上記の読解力や論理的思考力などの有無を計ることができる小論文試験であることが必要とされている。

どのような出題方法が適切なのかは難しい問題であるが、ひとつの工夫として、内容的に法律問題と全く関係がないわけではないものの、法律的な概念や用語については文中で適切な説明などが加えられていて、法律知識の有無や多寡等に左右されずに解答することができるような題材を出題することなどによって、上記の読解力や論理的思考力などの有無を計ることなども考えられるであろう。今後さらに慎重に検討を重ねていきたい。

なお、上記のアドミッション・ポリシー、選抜基準及び選抜手続などについては、入学者選抜基準等の公開の徹底を内容とする法科大学院基準の改定や、適性試験を必須としない入学者選抜を経た受験生の適性を適確かつ客観的に判定することを求める法科大学院未修者等選抜ガイドラインに沿って、2019(平成31)年度入学試験に間に合うように制度・運営の改善を行い、法科大学院進学希望者が十分時間的余裕を持って受験の可否を判断することができるよう、ホームページ、入学試験要項、ガイドブック等で、できるだけ早期に、できるだけ詳細に公表・公開するよう努めており、現在も必要事項を過不足なく適切に公表・開示している。

3 自己評定

4 改善計画

2022(令和4)年度から、本学法学部との連携による法曹5年一貫コースの学生が本研究科に入学してくることになるが、法学部3年生前学期までの学部成績を前提に、3年在学中に本研究科への入学の可否を決定することになるため、法学部での厳格な成績評価が必要であるから、本研究科と法学部とが一体となって、その受入選抜の基準などについて、制度趣旨を踏まえた的確な制度を構築しなければならない。これまでも、本研究科と法学部とのワーキング・チームによって検討がなされてきたが、今後は、前記の「法曹養成連携協議会」に引き継いで、適切な制度を検討し、適切に実施できるようにしたい。

2-2 既修者認定（既修者選抜基準等の規定・公開・実施）

（評価基準）法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

（注）

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

（1）既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 法学既修者の選抜

本研究科における法学既修者の選抜は、前記2-1に述べた基準及び手続に則り適切に実施されている。

入学試験要項では、法学既修者論文式試験においては、憲法・民法・刑法の科目について、事例を用いた問題などに対する解答を文章で論述する論文式試験を行い、法学既修者として要求される基礎的な法的知識、理解及び法的思考力を十分に備えているかどうかを厳正に評価することが記載されている⁷⁷。

イ 法学既修者入学試験の合格者に対する履修の一括免除

本研究科の法学既修者入学試験では、憲法・民法・刑法の科目について最低基準点（満点の5割＝50点）を設けており、1科目でも最低基準点に達しなければ不合格となる。したがって、この論文式試験に合格し、法学既修者として入学している者は、憲法・民法・刑法の科目において最低基準点を超える点数を獲得しており、下表のとおり、1年次配当の必

⁷⁷ 添付資料 A7 「2021 年度日本大学法科大学院入学試験要項」 2 頁

修法律基本科目 10 科目に相当する学修がなされているものと考えられるから、これら 10 科目（20 単位）の履修が一括して免除され、2 年次配当の授業科目から履修することができる（学則第 106 条第 10～12 項⁷⁸、令和 2 年度については令和元年 11 月 14 日分科委員会決定）。この免除科目は、すべて入学試験の論文試験の科目に対応したものである。

ウ、入学時の単位認定試験の合格による履修の免除
 本研究科の法学既修者入学試験において試験科目となっていない「会社法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の 3 科目（合計 6 単位）については、入学時に単位認定試験を実施している（2016（平成 28）年度入学生以降、上記科目に変更はない）。この単位認定試験は、科目ごとに希望により受験することができ、科目ごとに合格・不合格が決定される（満点の 5 割（50 点）以上が合格）。専任教員 2 人が出題及び採点を担当しているが、出題及び採点到当っては、1 年次における当該科目の教育内容・合格水準に準拠し、共通の採点基準に基づき厳正に採点している。

エ まとめ

したがって、法学既修者として入学し、さらに上記の入学時単位認定試験 3 科目すべてに合格した者は、13 科目 26 単位の履修免除を受けることとなる⁷⁹。

	入学試験科目	入学試験結果での履修認定科目 （一括で 10 科目 20 単位）	既修入学者を対象に下記 3 科目の認定論文試験を実施 （3 科目 6 単位）
2016(平成 28)年度入学者 ～ 2020(令和 2)年度入学者	憲法 民法 刑法	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 民法基礎演習 民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 刑法Ⅰ 刑法Ⅱ	会社法 民事訴訟法 刑事訴訟法

(2) 基準・手続の公開

上述の入学者選抜の方針、選抜基準、選抜手続等については、入学試験要項、ガイドブック、ホームページにより、受験生の検討に必要な期間を

⁷⁸ 添付資料 A5-2「日本大学学則」42 頁

⁷⁹ 添付資料 A7「2021 年度日本大学法科大学院入学試験要項」19 頁、A2「日本大学法科大学院ガイドブック 2021」13 頁

勘案して例年できるだけ早期に公表している。また、論文式試験問題については、ホームページで入学試験概要の掲載と同時に、過去3年分の問題を掲載している。

入学試験要項では、法学既修者論文式試験において、「憲法」・「民法」・「刑法」の科目について、事例を用いた問題などに対する解答を文章で論述する論文式試験を行い、法学既修者として要求される基礎的な知識、理解及び法的思考力を十分に備えているかを評価することが記載されている⁸⁰。

また、入学試験要項では、本研究科の法学既修者コースに合格して入学した者は、上記のとおり、1年次配当の必修法律基本科目10科目20単位の履修が一括して免除され、2年次配当の授業科目から履修できること、さらに、法学既修者として入学する者を対象に実施される「会社法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の3科目の単位認定試験に合格した者については、これら3科目(6単位)についても履修が免除されることなども記載されて、認定基準や実施方法なども公開されている⁸¹。

なお、入学試験実施の時点では翌年度のカリキュラムが正式には確定していないことから、入学試験結果に基づく履修単位認定科目、入学時に履修単位認定試験を実施する科目が明らかになっている前年度のカリキュラムをガイドブックに掲載して、進学説明会等においてその旨を口頭で説明している。

ちなみに、2021(令和3)年度入学試験の第1期入学試験は、2020(令和2)年9月6日に実施予定であり、その願書締め切りは9月2日であるが、上述の法学既修者の選抜の方針、選抜基準、選抜手続等については、次のとおり、入学試験要項、ガイドブック、ホームページにより、受験生の検討に必要な期間を勘案してできるだけ早期に公表周知している⁸²

- * 2021(令和3)年度入学試験要項、ガイドブック2021
2020(令和2)年7月16日から配布開始
- * ホームページへの掲載
2020(令和2)年6月26日 2021(令和3)年度入学試験概要
2020(令和2)年7月13日 ガイドブック2021
2020(令和2)年8月7日 令和2年度法学既修者論文式試験問題
- * 今後の公表予定
 - ・ 令和2年度法学既修者論文式試験出題趣旨、令和2年度法学既修者認定試験(会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法)の問題、出題趣旨、認定

⁸⁰添付資料A7「2021年度日本大学法科大学院入学試験要項」2頁

⁸¹添付資料A80「令和3年度既修者認定試験実施要領」(2020(令和2)年2月13日開催分科委員会決定)

⁸²添付資料A79「令和3年度入学試験等における基準等の公開に関する件」(2020(令和2)年4月9日開催入学試験管理委員会決定)

結果，令和 3 年度入学試験既修者認定試験選抜基準及び手続をホームページに掲載

- ・ 2021(令和 3)年度第 3 期入学試験合格発表後に，法学既修者論文式試験問題，出題趣旨及び採点基準をホームページに掲載
- ・ 2021(令和 3)年度法学既修者認定試験（会社法，民事訴訟法，刑事訴訟法）の実施後，試験問題，出題趣旨，採点基準及び認定結果を，試験実施後ホームページに掲載

(3) 既修者選抜の実施

過去 5 年間のいずれの年度においても，定められた選抜基準及び選抜手続に従い，厳正に法学既修入学者の選抜が行われており，その結果は次のとおりである。

【 競争倍率＝受験者数/合格者数 】

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2016 (平成 28) 年度	62	33	1.87
2017 (平成 29) 年度	58	34	1.70
2018 (平成 30) 年度	68	39	1.74
2019 (令和元) 年度	109	48	2.27
2020 (令和 2) 年度	91	46	1.98

【 入学者数・法学既修者数 】

		入学者数	うち法学 既修者数
2016 (平成 28) 年度	学生数	42 人	22 人
	学生数に対する割合	100%	52.4%
2017 (平成 29) 年度	学生数	38 人	24 人
	学生数に対する割合	100%	63.2%
2018 (平成 30) 年度	学生数	31 人	25 人
	学生数に対する割合	100%	80.7%
2019 (令和元) 年 度	学生数	41 人	25 人
	学生数に対する割合	100%	61.0%
2020 (令和 2) 年 度	学生数	38 人	25 人
	学生数に対する割合	100%	65.8%

法学既修者としての入学者に対する 3 科目の単位認定試験の結果は次のとおりである。

		会社法	民事訴訟法	刑事訴訟法
2016(平成 28) 年度	既修者入学者数	22	22	22
	受験者数	19	18	18
	合格者数	15	14	15
2017(平成 29) 年度	既修者入学者数	24	24	24
	受験者数	22	21	21
	合格者数	16	10	17
2018(平成 30) 年度	既修者入学者数	25	25	25
	受験者数	24	24	24
	合格者数	18	12	18
2019(令和元) 年度	既修者入学者数	25	25	25
	受験者数	25	25	25
	合格者数	16	16	18
2020(令和 2) 年度	既修者入学者数	25	25	25
	受験者数	22	22	22
	合格者数	20	18	20

(4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者の入学時での単位認定試験では、単位認定する科目の教育内容に対応する論文式試験を実施し、1年次における当該科目の教育内容・合格水準に準拠した問題を出題して厳格な単位認定を行っている。

その結果は上記の表に記載のとおりであり、2019(平成 31)年度では、受験者 25 名中の合格者は、会社法が 16 名、民訴法が 16 名、刑訴法が 18 名であって、それぞれ、9 名、9 名、7 名が不合格と判定されており、厳格な単位認定が行われている。また、2020(令和 2)年度では、受験しなかった者が 3 名いたため、受験者は 22 名であったが、そのうち合格者は、会社法が 20 名、民訴法が 18 名、刑訴法が 20 名であって、それぞれ、2 名、4 名、2 名が不合格と判定されており、不合格判定が前年度よりも少なくなっているが、2020(令和 2)年度の単位認定試験においても、引き続き厳格な成績評価が行われている。

各科目の試験を担当した教員の感想では、2020(令和 2)年度の単位認定試験受験者の成績は、全体的に見て、明らかに前年度よりも優れていたとのことであり、先に「厳格評価の徹底」(61 頁)で述べた法学既修者入学試

試験における厳格な成績評価に向けた改善によって、優秀な学生をこれまで以上に取り込むことができたものと考えられる。このように、「厳格評価の徹底」(61頁)で述べた改善により、各科目における最低基準点がより有効に機能するとともに、本研究科での学修に相応しい入学者を選抜することができ、その結果、学生の学修効果が高まり、修了後における司法試験の最終合格率の改善にも寄与するものと考えている。

(5) その他

ア 2020(令和2)年の進学希望者に対する進学相談会などについて
例年であれば、9月から3期にわけて実施される入学試験に向けた進学相談会が複数回開催され、受験希望者への周知や説明が行われるところであるが、2020(令和2)年は、予想をはるかに超える新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、各法科大学院が参加して行われる合同説明会は中止され、本研究科が行う個別の進学相談会も中止を余儀なくされている。

そこで、本研究科では、ホームページなどでオンラインによる進学相談会の実施をPRし、事前にアドレスを登録してもらい、予定の日時にアクセスを許可して、2020(令和2)年7月18日及び8月27日にオンラインによる進学相談会を実施した。参加者は、7月18日が9名、8月27日が2名であって、必ずしも多いとはいえないものの、個別のニーズに応じたハンドメイドの相談ができたという意味では、参加者に好評であった。

また、法科大学院としての本研究科の特徴やメリットなどを紹介した約7分程度のビデオ資料を作成し、本研究科のホームページからアクセスできるようにして、志望者の拡大を図るための方策をとっている。

イ 2020(令和2)年秋に実施予定の入学試験について

2021(令和3)年度の入学希望者を対象とする本研究科の入学試験は、2020(令和2)年9月6日に第1期入学試験が予定されている。

しかし、新型コロナウイルスの感染状況が見通せないため、その実施の可否や、どのような方式によるべきかなどについて検討を迫られている。本研究科の入学試験管理委員会を中心に検討を重ねたが、入学希望者が本研究科での学修にふさわしい能力を備えているかどうかの判定は、実際の試験会場での対面による試験に勝るものはないことに加えて、社会的にも通勤や通学による公共交通機関の利用を原因とする感染拡大のリスクは少ないこと、入学試験の性質上、受験生同士の会話はほとんどないと思われ、3密回避の対策や検温・消毒・入校前の氏名確認などを行

っていけば、感染のリスクは極めて少ないと考えられること、本研究科では、次項で紹介するとおり、既に希望する学生に対しては教室での授業参加を認めており、感染を防止するための3密回避の対策や検温・消毒・入校前の氏名確認などを行うことについて、一定のノウハウが蓄積されていることなどの諸事情を総合的に考慮して、本大学内の大きな教室を試験会場として対面での入学試験を実施することを決定し、その円滑な実施に向けて必要な準備を進めている。

ウ なお、入試関連事項ではないが、現在の東京都における新型コロナウイルスの感染状況では、2020（令和2）年9月17日の後学期授業の開始までに感染が収束することは難しいのではないかと考えられ、後学期授業においても、オンライン授業を前提にした上、登校希望者には必要な感染防止策を講じながら、教室での授業参加を認めることを継続する前提で準備を進めている。これまでの前学期授業の期間中に、各教員はもとより、大学院事務課においても、さまざま工夫や経験が蓄積されているので、本研究科全体でこれらの情報等を共有し、さらに改善を重ねて、学生に対してより充実した授業を提供することができるよう努力していく。

2 点検・評価

法学既修者選抜は、先に「厳格評価の徹底」（61頁）で述べたとおり、前回の認証評価での指摘を受けて、2019（平成31）年度の法学既修者入学試験から、各科目における成績評価を改善するため、入試管理委員会の席上、口頭で、筆記試験を実施する憲法・民法・刑法における成績評価をこれまで以上に厳格なものとするを申し合わせた上、同年度の既修者入学試験において、各科目における最低基準点（60点）に到達しているかどうかの判定を厳格なものとした。さらに、2020（令和2）年度の法学既修者入学試験では、本研究科において法学既修者として2年次配当科目から学修するにふさわしい最低限度の学力を有するかどうかを判定する機能を担う最低基準点制度の趣旨を再確認した上、最低基準点制度をさらに実効性のあるものとするため、筆記試験を実施する憲法・民法・刑法における最低基準点を50点に引き下げることで、制度的な改善も行った。

このように、本研究科における法学既修者選抜は、明確に規定され公開された基準・手続に従って適切かつ厳正に実施されており、前回の認証評価で指摘を受けた事項についても、改善が行われている。

また、法学既修者入学試験に合格し、入学した者に対して別途行われる単位認定試験についても、適正かつ厳格に行われていることは、「特に力を入れている取り組み」（71頁）で述べたとおりであって、この9月以降に予定され

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本研究科では、「法学部以外の学部出身者」の定義は、「学部の名称にかかわらず学部で法学を履修する課程を修了した者以外の者」としている。この定義は、文部科学省の法科大学院入学者選抜実施状況調査の実施要領において示された考え方に基づいている。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本研究科では、「実務等の経験のある者」の定義は、「大学卒業後1年以上社会経験を有する者」としている。この定義は、文部科学省の法科大学院入学者選抜実施状況調査票を記入する際に「社会人」の定義として使用されているものであり、以下の文部科学省学校基本調査・大学院学生内訳票の記入上の注意6の記載を踏まえたものである。

『左記のうち社会人』 学生数のうち、社会人を専攻別に記入する。この欄には、当該研究科の出願資格を有する者で、5月1日現在、①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者）、③主婦・主夫の数を記入する。」

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の年度別入学者数、入学者全体に対する割合は、次表のとおりである。2015(平成27)年度から昼夜開講・長期履修学生制度を導入したことに伴い、実務経験者等又は他学部出身者の占める割合は、概ね6割以上となっている。

なお、「実務等の経験のある者」のうち、法科大学院入学時点で最終学歴

卒業後3年を経過していない者は、2016(平成28)年度2人、2017(平成29)年度2人、2018(平成30)年度0人、2019(令和元)年度1人、2020(令和2)年度1人である。

入学者数	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を 除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
入学者数 2016(平成28) 年度	42人	29人	1人	30人
合計に対する 割合	100.0%	69.0%	2.4%	71.4%
入学者数 2017(平成29) 年度	38人	26人	0人	26人
合計に対する 割合	100.0%	68.4%	0.0%	68.4%
入学者数 2018(平成30) 年度	31人	17人	0人	17人
合計に対する 割合	100.0%	54.8%	0%	54.8%
入学者数 2019(令和元) 年度	41人	27人	0人	27人
合計に対する 割合	100.0%	65.9%	0%	65.9%
入学者数 2020(令和2) 年度	38人	27人	3人	30人
合計に対する 割合	100.0%	71.1%	7.9%	78.9%
5年間の入学者 数	190人	126	4人	130人
5年間の合計に 対する割合	100.0%	66.3%	2.1%	68.4%

(4) 多様性を確保するための取り組み

多様な社会経験を有する者が法曹として活躍することは司法制度改革の趣旨にもかなうことであり、しかも、昼のコースに加え、社会人が仕事をしながら夜間及び土曜日の履修のみで法科大学院を修了することができる夜間コースを開設することは、各法科大学院における検討課題の一つであった。しかしながら、昼のコースに加えて、夜間コースを開設することは、教職員の負担増や経費の増大という困難な状況をもたらすことから、どの法科大学院においても消極的な意見が少なくなく、その開設に踏み切れないのが実情であろう。

本研究科においても、上記のような意見が少なくなかった。しかし、次第に、日本社会に役立つ法律家の養成を目的として設立された「日本法律学校」をその起源とし、これまでも夜学部での教育によって有意な法律家を排出してきた歴史を持つ本研究科において、働きながら法律家となることを目指す社会人学生に良好な学修機会を提供することは、本研究科の使命の一つではないかとの意見が大勢を占めることとなり、2015(平成 27)年度から、昼のコースに加えて、主に仕事を持つ社会人を対象とし、夜間及び土曜日の授業のみで法科大学院を修了することができる夜間コースを開講するとともに、長期履修学生制度を導入した。

また、社会人学生の要望に応じて、より良好な学修環境を提供するため、順次、自習室利用時間の24時までの延長、夜間開講科目の拡充、必修科目の録音・録画の提供、モバイル方式によるオンライン授業参加制度の導入等を行うなどして、学修条件や学修環境の整備を推し進めている。

特に、昼間の授業のほか、夜間及び土曜日の昼間の授業において、原則として同一の科目を開講する昼夜開講は、近年のフレックスタイム制等の柔軟な勤務形態にマッチした授業形態であり、多くの社会人学生はもとより、どうしても一定のアルバイトをせざるを得ない一般学生の期待に応えるものとなっている。

(5) 特に力を入れている取り組み

ア 社会人学生にも利用しやすい学修環境等の整備

昼夜開講による法科大学院の修了については、社会人を中心にさらなる潜在的需要があるものと考えており、2018(平成 30)年度から導入したモバイル方式によるオンライン授業への参加の拡大、録画での授業聴取、学生への個別面談・学習指導の実施等引き続き学修環境の整備に努めるとともに、広報活動、進学説明会の開催等に注力し、より多くの社会人等に受験の機会を提供できるよう努力している。

イ 多様な学生に対する個別の学修相談の充実

昼の学生はもとよりであるが、社会人学生の中には、過去に司法試験を受験して失敗した経験がある学生や、十分な学修時間を確保することが難しいなどの悩みを抱えている者も少なくないが、社会人という立場がある上、授業の他に相談をする時間を取ることは容易ではなく、なかなか悩みを素直に相談できないという実情がある。そのような社会人学生については、教員が予め定めて公表しているオフィスアワーだけではなく、各人の都合とニーズに合わせたオーダーメイドの学修相談の機会を提供することの必要不可欠である。

そこで、本研究科では、授業の前後や食事時や教室からの帰りなど、あらゆる機会を利用して、教員から積極的に学生に対して声をかけ、雑談などをしながら、学生が相談しやすい雰囲気を作ることなどを心がけている。昨年度までは、そのような取組によって、昼の学生のみならず、夜間コースの学生も、教員に対して気軽に学修相談などをできる環境が醸成されており、各教員が各学生の個々の状況をよく把握できていたが、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてオンライン授業となっており、実際に授業に出てくる学生が少なく、直接対面で話をする機会がほとんどないため、各学生の実情把握が容易ではなく、学生もなかなか相談しにくいのが実情ではないかと思われる。

前学期の期末試験が終了した段階で、オンラインでの顔合わせ会などを企画・開催して、少しでも相談しやすい環境を作っていく予定である。
ウ なお、2018(平成 30)年度の文部科学省法科大学院公的支援見直し・強化加算プログラムの審査において、本研究科の「社会人学生に対する効率的で効果的な学修サポートシステムの構築」「法学部と一体になり法曹希望者を掘り起こす取組」が優れた取組であるとして評価されている。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

これまで述べてきたとおり、昼夜開講・長期履修学生制度は、本研究科の教職員にとってはさまざまな意味で負担も少なくないが、良好な学修環境の継続的な整備とも相まって、一定の実務経験を有する社会人等の法科大学院入学について、大きな効果を挙げている。

なお、このことは、2020(令和 2)年 3 月 17 日改定の評価基準にも適合するものである。

3 自己評定

A

4 改善計画

引き続き、学生の意見要望等を踏まえながら、昼間の学生のみならず、夜間コースを主とする社会人学生のニーズにも合致する良好な学修環境の整備に努める。